

第2次

五條市人権施策に関する基本計画



五 條 市

2024年3月

はじめに

我が国においては、これまで様々な人権施策が展開されてきましたが、同和問題をはじめ、女性・子ども・障がいのある人・高齢者・外国人に対する人権無視・侵害等、いまだ多くの問題が解決されていません。さらに、社会情勢の変化や価値観の多様化に伴い、性的少数者（性的マイノリティ）に対する差別や偏見、インターネット上での人権侵害、ヘイトクライムなど、新たな人権問題が顕在化し、人権を取り巻く課題はますます多様化しています。



人権は、誰もが生まれながらに持っている「人が人として幸せに生きていくための権利」であり、我が国の憲法では「侵すことのできない永遠の権利」とされています。2015（平成 27）年に「国連持続可能な開発サミット」で採択された SDGs は、「世界人権宣言」の精神を引き継ぎ、「誰ひとり取り残さない」という人権尊重の理念で貫かれています。誰ひとり取り残されることなく、全ての人がその人らしく幸せに生きていくためには、私たち一人ひとりが人権に関する正しい認識を持ったうえで、自身に誇りを持ち、互いを個人として尊重し合うことが大切です。

これまで本市では、1998（平成 10）年に施行した「五條市人権擁護に関する条例」をはじめとして、2001（平成 13）年に「人権教育のための国連 10 年五條市行動計画」、2009（平成 21）年 3 月に「五條市人権施策に関する基本計画」を策定、さらに 2020（令和 2）年 6 月に「五條市人権が尊重されるまちづくり条例」を制定し、人権問題の解消に向けた様々な施策を総合的に推進してきました。

この度、これまでの取組の成果を踏まえつつ、人権を取り巻く社会情勢や国・県等の動向に対応しながら、人権に関する施策の総合的かつ計画的な取組を推進するため、「第 2 次五條市人権施策に関する基本計画」を策定しました。

今後とも、「豊かな人権文化に満ちた共生社会」の実現を目指し、市民の皆さまのご理解とご協力のもと、より一層の人権施策の推進に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました五條市人権施策協議会委員の方々をはじめ、市民の皆さま、関係者の皆さまに、心から厚くお礼申し上げます。

2024（令和 6）年 3 月

五條市人権啓発推進本部
五條市長 平岡清司

目次

第1章 基本的な考え方

- 1 第2次五條市人権施策に関する基本計画策定の背景 2
- 2 五條市の現状 6
- 3 第2次基本計画策定の趣旨 8
- 4 基本理念 8
- 5 第2次基本計画の位置づけ 10
- 6 第2次基本計画の期間 10

第2章 奈良県における人権の現状について

- 1 奈良県における人権の現状について 12

第3章 様々な人権問題に共通する施策の推進

- 1 人権教育の推進 18
- 2 人権啓発の推進 20
- 3 相談支援体制の充実 22

第4章 分野別施策の推進

- 1 同和問題 26
- 2 女性の人権 29
- 3 子どもの人権 31
- 4 障がいのある人の人権 33
- 5 高齢者の人権 35
- 6 外国人の人権 37
- 7 性的マイノリティの人権 38
- 8 インターネット上の人権 40
- 9 その他の人権問題 41

第5章 人権施策の推進体制

- 1 推進体制 44
- 2 進捗管理 45

第6章 資料

- 1 用語の解説 48
- 2 五條市の取組経過 51
- 3 関係法令等 54
- 4 主な人権関係法一覧 78

第1章 基本的な考え方

- 1 第2次五條市人権施策に関する基本計画策定の背景
- 2 五條市の現状
- 3 第2次基本計画策定の趣旨
- 4 基本理念
- 5 第2次基本計画の位置づけ
- 6 第2次基本計画の期間

第1章 基本的な考え方

1 第2次五條市人権施策に関する基本計画策定の背景

(1) 国際的な動向

20世紀には、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中には特定の人種に対する迫害や大量虐殺等、人権侵害や人権抑圧が横行し、人々におびただしい不幸をもたらしました。

このような歴史への反省と平和への願いから、国際連合（以下「国連」という。）は、1948（昭和23）年の第3回総会において「世界人権宣言」*¹を採択し、「人類社会の全ての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」ことを明らかにしました。その後、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（1965（昭和40）年）、「国際人権規約」（1966（昭和41）年）、「女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約（女性差別撤廃条約）」（1979（昭和54）年）、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（1989（平成元）年）等が採択され、あらゆる人の人権の擁護と差別の撤廃に向けた取組が推進されています。

また、1994（平成6）年の国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年を「人権教育のための国連10年」*²と定め、これを具体的を実施するための行動計画が示されたことにより、各国では国内行動計画の策定や人権教育のための国内委員会の設立等、人権教育の推進に向けた取組が推進されました。最終年となる2004（平成16）年には、世界各国で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的とした「人権教育のための世界計画」が国連総会で決議されました。

その後、2005（平成17）年、国連事務総長報告書の中で、国連活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連性を踏まえて、国連の全ての活動で人権の視点を強化する考え、いわゆる「人権の主流化」が提唱されました。

2006（平成18）年の国連総会決議により、国連として人権問題への対処能力を強化するため、経済社会理事会の組織下であった人権委員会に替えて、人権分野の最高機関として新たに人権理事会が設置され、わが国も人権理事国の一つとして、人権分野における国際貢献の更なる推進が期待されています。

また、2015（平成27）年の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs*³）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その前文には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成することを目指す」と定められており、取り組むべき課題として、人権の視点が明確に示されています。人々の尊厳は基本的なものであるとの認識のもとに、キーワードである「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされています。

(2) 国内の動向

わが国では、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を柱とした日本国憲法が1946（昭和21）年に公布され、翌1947（昭和22）年に施行されました。その後、憲法の基本的人権の尊重の精神を受けて、その時々々の社会情勢を踏まえながら、様々な人権分野に関する法整備が図られてきました。

その後、1994（平成6）年の国連総会における「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」（以下「国内行動計画」という。）が策定され、人権課題への取組が広範に展開されてきました。

1997（平成9）年には「人権擁護施策推進法」が施行され、この法律によって設置された人権擁護推進審議会は、1996（平成8）年の地域改善対策協議会の意見具申や1997（平成9）年の「国内行動計画」等を踏まえて、1999（平成11）年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申を取りまとめました。

こうした中で、2000（平成12）年には「人権の尊重の緊急性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資すること」を目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。その基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校・地域・家庭・職場その他様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない」と示されており、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされました。

その後、国では様々な立場にある人の権利を具体的に保証するために、2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」のいわゆる人権三法を相次いで施行しました。近年では、2023（令和5）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を施行するなど、分野別の法整備や人権尊重の取組が進められています。

また、国は、2016（平成28）年に、SDGsに係る施策の実施について、関係行政機関と緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とするSDGs推進本部を設置しました。SDGs実施指針やアクションプランを定め、安心・安全な社会や、差別や虐待のない人権に配慮した持続可能な社会の実現を目指し、多様化・複雑化する人権問題への取組を進めています。

(3) 県内の動向

奈良県では、県内各市町村にある人権問題啓発活動推進本部の役割を一層推進し、実効あるものにしていくために、1988（昭和 63）年に、県内 39 市町村（結成当時は 47 市町村）の結集体として「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」*4（以下、「啓発連協」という。）を発足し、同和問題を含む様々な人権問題に対する啓発を推進しています。

また、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、1997（平成 9）年 3 月に「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」が施行されました。さらに、1998（平成 10）年には、県の人権教育・啓発の指針となる「人権教育のための国連 10 年奈良県行動計画」を策定しました。

2004（平成 16）年には「奈良県人権施策に関する基本計画」（2020（令和 2）年 3 月改定）、2008（平成 20）年 2 月には「人権教育の推進についての基本方針」が策定され、人権が尊重される環境づくりを目指しています。

また、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」及び「奈良県犯罪被害者等支援条例」が 2016（平成 28）年 4 月 1 日から施行されたほか、2019（平成 31）年 3 月には部落差別のない社会の実現を目指して「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が、2020（令和 2）年 4 月には罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進することを目的として「奈良県更生支援の推進に関する条例」が公布・施行されました。

(4) 本市の取組

本市においては、1996（平成 8）年から 2005（平成 17）年までの 10 年間、五條市新総合計画が制定されており、「差別をなくす学習から差別をなくす行動へ」を基本理念として取り組んできました。

その間、1998（平成 10）年には「五條市人権擁護に関する条例」を制定、2001（平成 13）年には「人権教育のための国連 10 年五條市行動計画」を策定し、家庭や地域社会、職場で豊かな人間関係を築くとともに、生きる力の育成に取り組み、住みよい豊かな社会の実現を目指してきました。

2003（平成 15）年には、すべての市民が互いの人権を尊重し、性別にかかわらずそれぞれ個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、「五條市男女共同参画プラン」（現在は「第 2 次五條市男女共同参画計画」）を策定しました。

2005（平成 17）年の五條市・西吉野村・大塔村との合併を踏まえ、新たな五條市としての人権啓発・人権教育推進に取り組むため、2009（平成 21）年 3 月に「五條市人権施策に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。

2018（平成 30）年には、市民が自立した生活を営むとともに社会参加をし、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指して「五條市手話言語条例」を制定しました。

2020（令和2）年に策定した五條市ビジョンにおいては、「すべての人が社会参加するまちをつくる」を5つの基本理念の1つとして掲げ、すべての市民が安心して暮らせる共生社会の実現や、子育て世代や外国人等、多様な背景を有する市民が孤立せずに生活できるよう、コミュニティの活性化に取り組んでいます。

さらに同年、五條市や市民等の責務を明らかにすることにより、部落差別をはじめ、障がいのある人や外国人等に対するあらゆる差別をなくし、真に人権が尊重される五條市を実現することを目的として、「五條市人権が尊重されるまちづくり条例」を制定しました。2021（令和3）年6月には、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進することを目的として「五條市更生支援の推進に関する条例」を公布・施行しました。

近年では、2023（令和5）年4月に「五條市パートナーシップ宣誓制度」を開始するなど性的マイノリティ支援に積極的に取り組むとともに、市民誰もが多様性を認め合い、いきいきと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを進めています。

人権ってなに？

私たちが生まれながらにして持っている、それぞれに生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。我が国においては、憲法によって、侵すことのできない永久の権利として国民一人ひとりに基本的人権が保障されており、権利を濫用したり社会全体の共通の利益に反したりしない限り、十分に尊重されなければならないとされています。

人権の観念の三要素

- (1) **固有性**…人権は、他の何者かから与えられるものではなく、全ての人間が人間であるということに基づいて当然に持っているものであること
- (2) **不可侵性**…人権は、公権力も含め誰からも侵されないこと
- (3) **普遍性**…人権は、人間であればあまねく同様に備わっているべきこと

基本的人権

- (1) **自由権**…自由に生きることが保障される権利（国家からの自由）
「精神的自由」、「経済的自由」、「人身の自由」に区分される。
- (2) **平等権**…人種、信条、性別、出生地等に関わらず、全ての人が等しい扱いを受けられる権利
- (3) **社会権**…人間らしい豊かな生活が保障される権利（国家による自由）
生存権、十分な生活水準を保持する権利、教育を受ける権利、労働基本権、社会保障の権利など
- (4) **参政権**…国民が国の政策形成過程に参加する権利（国家への自由）
選挙権・被選挙権、公務につく権利など

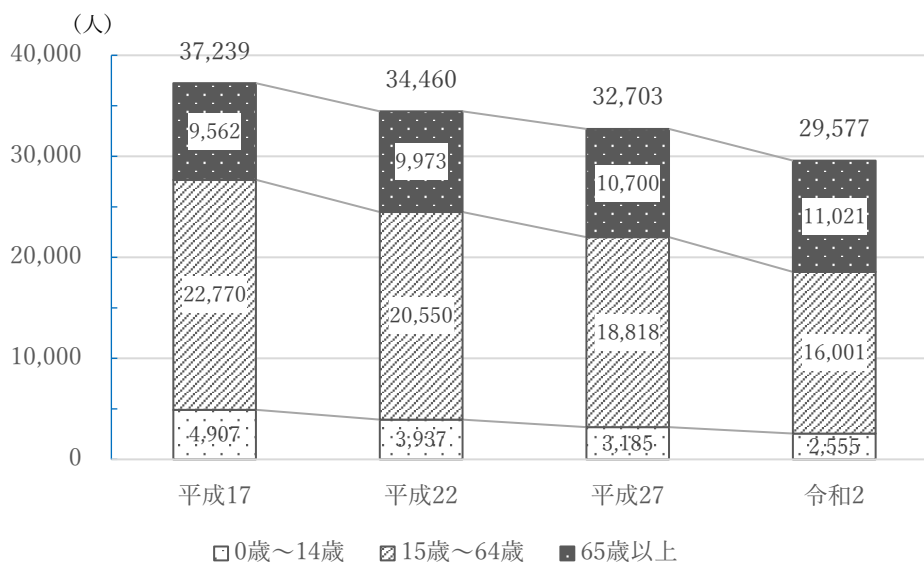
2 五條市の現状

五條市の人口は、年々減少傾向にあり、0歳～14歳、15歳～64歳人口とも減少していますが、65歳以上の人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。また、本市における外国人の人口は、2005（平成17）年から2020（令和2）年の15年間で約2倍に増加し、五條市の人口の1%を占めています。

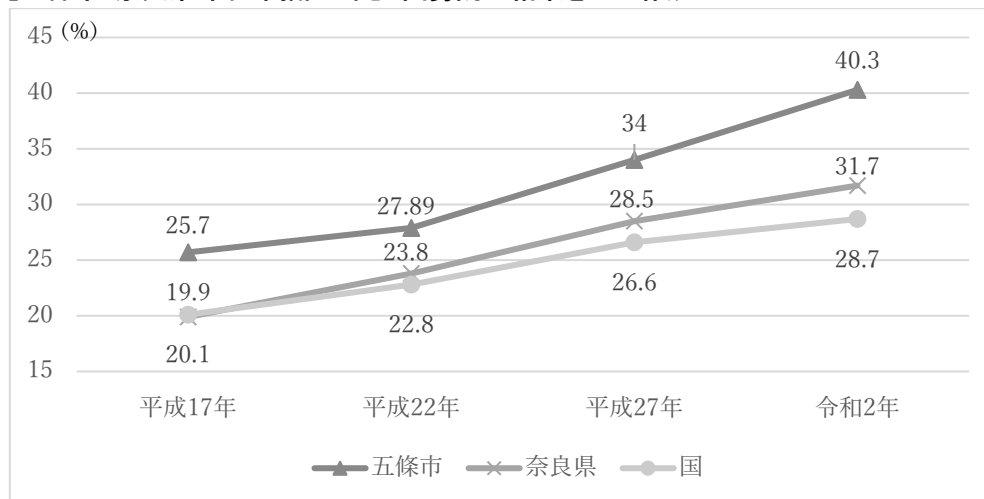
要介護(要支援)の認定者も増加傾向にあります。高齢者の増加状況に比べると、要介護(要支援)となる割合は低いと言えます。また、身体障害者手帳及び療育手帳の所有者数は、それぞれ1,700人、280人前後となっていますが、精神障害者保健福祉手帳の所有者数は増加傾向にあります。

女性の就業率については、2010（平成22）年から2020（令和2）年までの10年間を通して増加しています。20代から60代の広い世代を通じて10ポイント以上、とりわけ、30代では15ポイント以上増加しています。20代後半で就業率は83.1%と一旦ピークを迎え、30代前半で75.5%に落ち込むものの、50代まで70%後半で安定して推移しており、女性の社会進出が少しずつ進んでいることが伺えます。

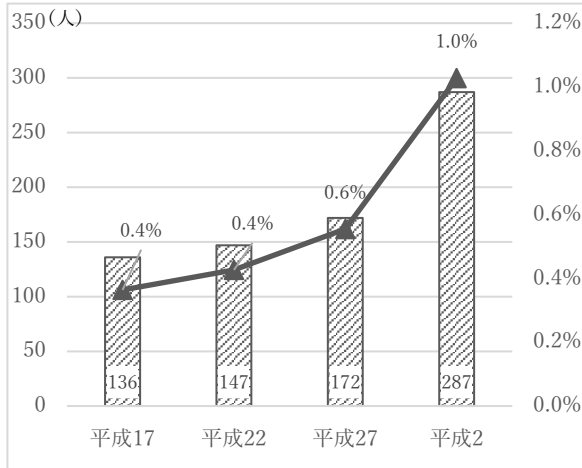
【五條市の年齢3区分の人口】 国勢調査結果を基に作成



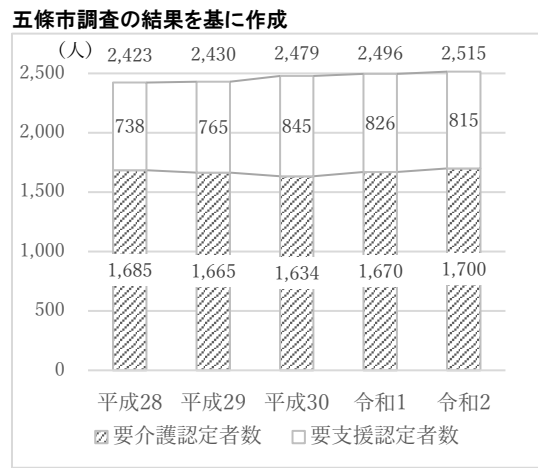
【五條市・奈良県・国の高齢化率】 国勢調査結果を基に作成



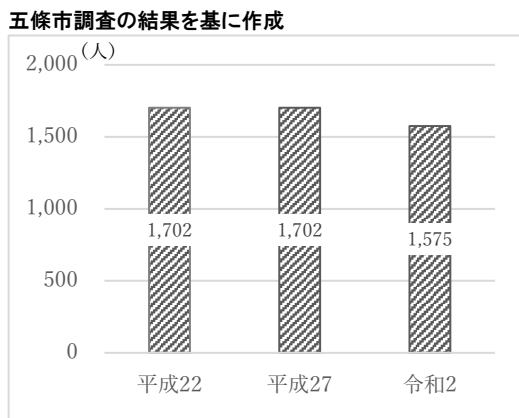
【五條市の外国人の人口】国勢調査の結果を基に作成



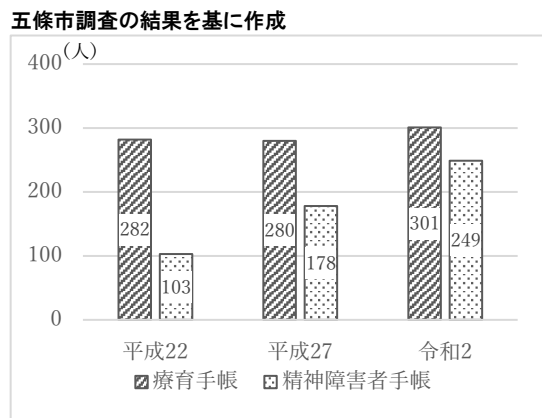
【五條市の要介護・要支援認定者数】



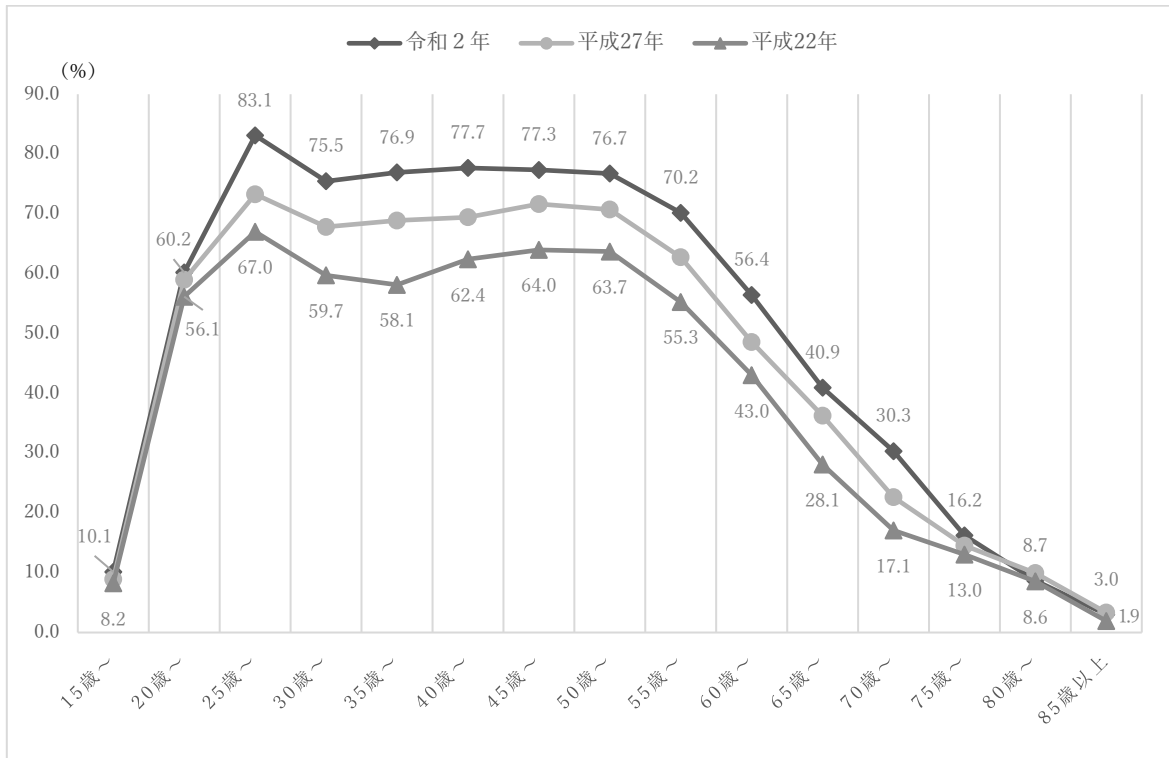
【五條市身体障害者手帳所有者数】



【五條市療育手帳・精神障害者手帳所有者数】



【五條市の女性就業率の推移】国勢調査の結果を基に作成



3 第2次基本計画策定の趣旨

五條市では、2009（平成 21）年に策定した基本計画に基づき、あらゆる差別をなくし、人権を確立するための取組を進めてきた一方で、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人に対する人権無視・侵害等、多くの人権問題が未だ解決されないまま存在します。これに加え、国際化・少子高齢化・情報化等、社会情勢の急激な変化や価値観の多様化に伴い、性的マイノリティ^{*5}に対する差別や偏見、インターネット等を悪用した人権侵害、ヘイトスピーチ等、新たな人権問題も発生してきています。

これまでの取組の成果を踏まえつつ、このように複雑化・多様化する人権問題や社会情勢の変化、五條市の現状に対応するため、新たに「第2次五條市人権施策に関する基本計画（以下、「第2次基本計画」という。）」を策定することとします。今後は、この第2次基本計画に基づき、本市の人権教育・啓発の推進を図ることとします。

4 基本理念

人権とは、全ての人々が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であって、全ての人に平等でなければなりません。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられたものであるとされ、国際社会で取り決められた諸条約によって、確認・強化されています。

第2次基本計画は、全ての市民が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付け行動し、多様な価値観と生き方を認め合い、互いに尊重し合える「豊かな人権文化に満ちた共生社会」の実現を基本理念としています。

この基本理念の実現を目指して取り組むことが、人権行政の推進を具体化することであり、次のような視点に配慮することが大切です。

(1) 一人ひとりに豊かな自尊感情を育む取組

自尊感情とは、自分自身をかけがえのない大切な存在であると感じ、肯定的に受け入れようとする感情をいいます。一人ひとりの市民が短所も含めたありのままの自分を素直に受け入れるようになれば、他者に対してもありのままを受け入れることができ、差別や排除の意識が生じる原因を軽減することができます。そのような観点から、自尊感情は人権意識を培う上で、欠くことのできない基礎的な感情と言えます。

また、自尊感情の豊かな人は、自分に自信が持てることから、変化に柔軟に対応することができ、困難に直面したときでも、前向きな考えができ、解決に向けて主体的に行動することができます。

全ての市民が自尊感情を豊かに育むことができるような取組を意図的に進めていくことが大切です。

(2) 一人ひとりの「ちがい」を認め合い、学び合う人間関係づくりの取組

人は、思想・信条、年齢、性別、身体、出身（地）、文化・風習、言語、学歴等、様々な「ちがい」を持って生きています。

しかし、現在の社会では、これらの「ちがい」を受け入れられずに同質化を求めたり、「ちがい」を理由に人を排除したりすることも少なくありません。また、そうした意識や行動は、人との関わりや自分自身の可能性を狭めることになることがあります。

本市では合併以来、地域の共同体としての在り方も様変わりしました。過疎化や少子高齢化が進むなか、少数の市民に限られた人間関係の中で暮らしている地域では、まとまりが強い一方で、「ちがい」に対して過敏になったり、他者に対する見方が固定化していたりする傾向が強いことを懸念しなければなりません。

だれもが豊かに生きていくために、それぞれの「ちがい」をありのまま受け止め、認め合い、尊重した関係を築いていくことが大切です。「ちがうからこそ、一人ひとりが豊かになれる」ということを身近な暮らしの中から作り出していくことが求められます。

(3) 一人ひとりが存在価値を実感できる取組

人は皆、個人として独立した存在であると同時に、家庭・地域・職場等様々な場面で人間関係や社会との関係を生み出し、それを育みながら生きている存在です。その関わりの中で自己の存在を自覚し、「共に生きる」営みを通して、一人ひとりが認められているという実感を持つことができます。それは生きがいとなり、自己実現に通じるものです。

身近なボランティア活動や「まちづくり」等に積極的に参画し、社会とのつながりを確かなものにしていくことが大切です。そして、それによって生まれる出会いや交流の場から、一人ひとりが「共に生きる」存在として自覚できるように取組を進めることが大切です。

(4) 一人ひとりの生活の質を高める取組

今日、人が単に生きるというだけでなく、その人が生きがいをもって、どういう人生を生きたかが問われるようになりました。一般的に「生活の質（QOL）*6」といわれている考え方で、一人ひとりの命の意味を問い、日常生活の質を高め、トータルとしてその人が人生を豊かに生きるという概念です。

生活の質を問い直す現代社会の重要課題として、人権と環境が深く関わっていることを認識し、「持続可能な地域づくり」という観点から、大量生産、大量消費・廃棄等の生活を改善するため、地域ぐるみで取り組むことが求められます。

一人ひとりが、生活の質を問い直し、豊かに自己実現を図っていく視点を、環境にも配慮しながら今後のまちづくりに生かすことが求められます。

5 第2次基本計画の位置づけ

第2次基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、また、国や県の方針・動向及び社会情勢の変化を勘案しつつ、本市の人権施策を総合的・計画的に推進するためのものです。

また、奈良県の「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」や「五條市人権擁護に関する条例」、「五條市人権が尊重されるまちづくり条例」の理念等を踏まえ、今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、市の様々な施策の取組に当たっては、この第2次基本計画を尊重し、推進するための指針となるものです。

- 第2次基本計画の策定及びその推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に対応するものとします。
- 第2次基本計画は、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。
- 第2次基本計画は、前項の見直しを行って策定するもので、2009（平成 21）年に策定した基本計画はこれをもって廃止するものとします。

6 第2次基本計画の期間

本計画の期間は、2024(令和 6)年度から 2034 年度までの 10 年間とします。

第2章 奈良県における人権の現状について

1 奈良県における人権の現状について

第2章 奈良県における人権の現状について

1 奈良県における人権の現状について

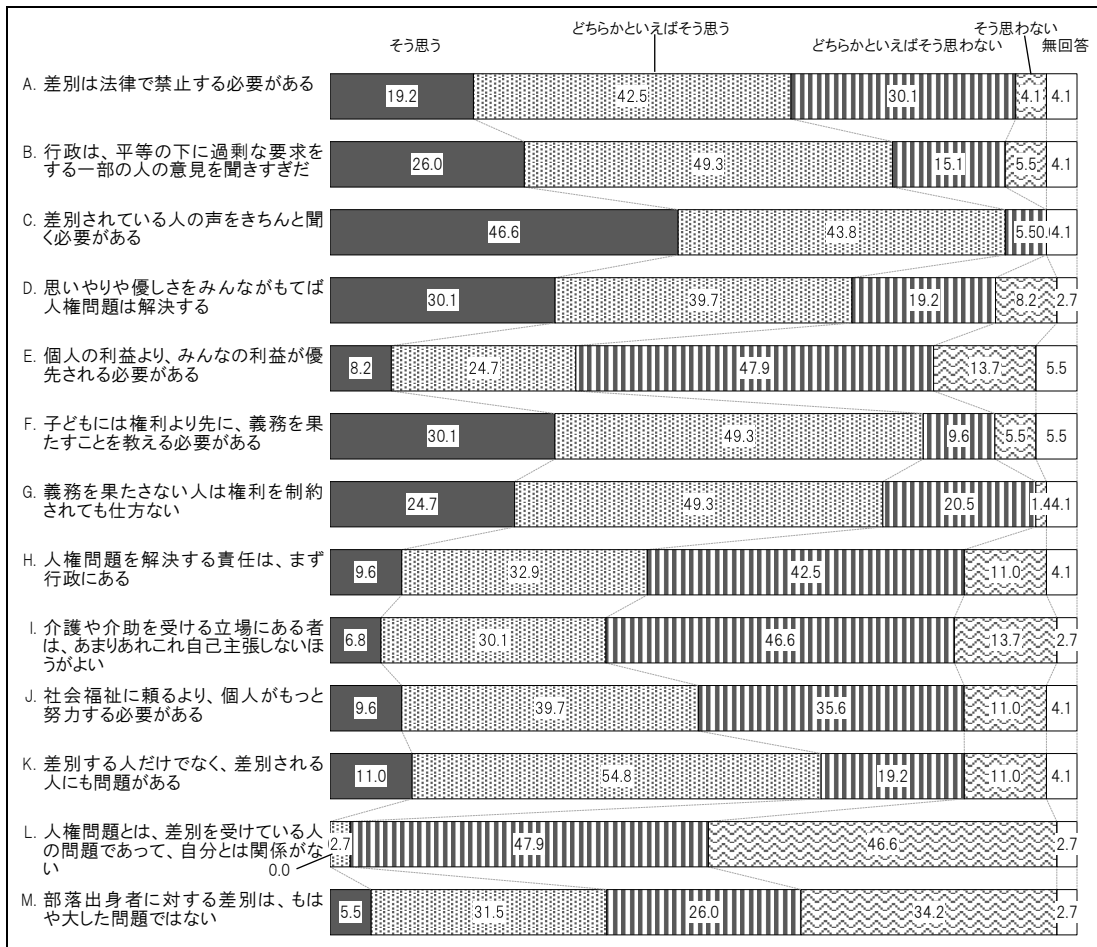
－人権に関する県民意識調査（平成30年奈良県人権施策課実施）報告書を中心に－

(1) 差別に関する考え方【奈良県南部(五條市・吉野郡)】

人権や差別をめぐる様々な考え方があるなかで、「そう思う」と回答した人の割合が最も高いのは、「差別されている人の声をきちんと聞く必要がある」の項目で46.6%、次いで「思いやりや優しさをみんながもてば人権問題は解決する」の項目で30.1%となっています。

また、「そう思う」と回答した人と「どちらかといえばそう思う」と回答した人の合計の割合をみると、「子どもには権利より先に、義務を果たすことを教える必要がある」が79.4%、「義務を果たさない人は権利を制約されても仕方ない」が74.0%で、権利と義務の関係においては義務を優先する考え方が支持されていることがうかがえます。さらに、「行政は、平等の下に過剰な要求をする一部の人の意見を聞きすぎだ」も75.3%と高い割合になっています。

【差別に関する考え方】

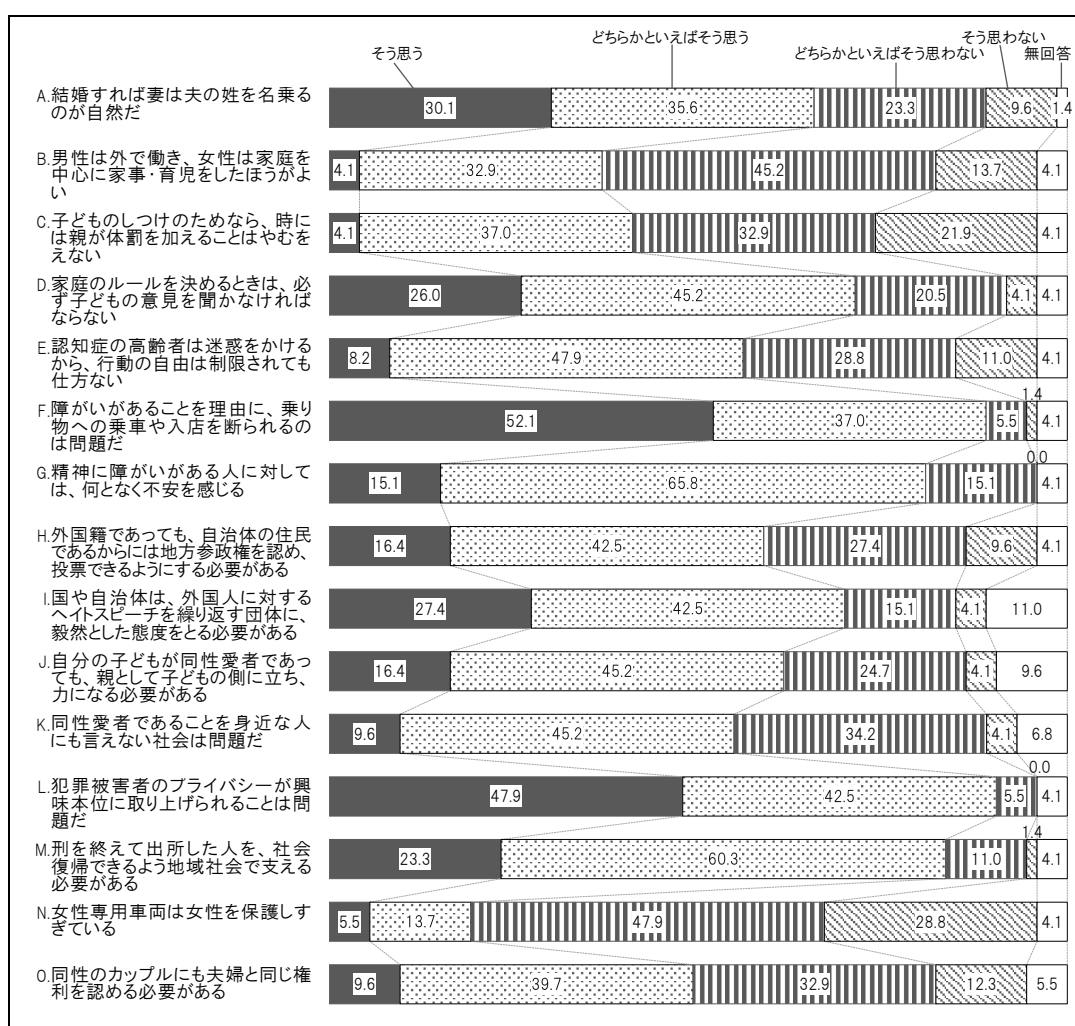


(2)人権に関する考え方【奈良県南部(五條市・吉野郡)】

『次のような考え方についてどう思うか』の問いに、「そう思う」と回答した人の割合が最も高いのは、「障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」の項目で 52.1%でした。次いで、「犯罪被害者のプライバシーが興味本位に取り上げられることは問題だ」で 47.9%、「結婚すれば妻は夫の姓を名乗るのが自然だ」で 30.1%となっています。

また、「そう思う」と回答した人と「どちらかといえばそう思う」と回答した人の合計の割合をみると、「刑を終えて出所した人を、社会復帰できるよう地域社会で支える必要がある」が 83.6%、「精神に障がいがある人に対しては、何となく不安を感じる」が 80.9%と、ともに高い数値となっています。

【人権に関する考え方】(奈良県南部)



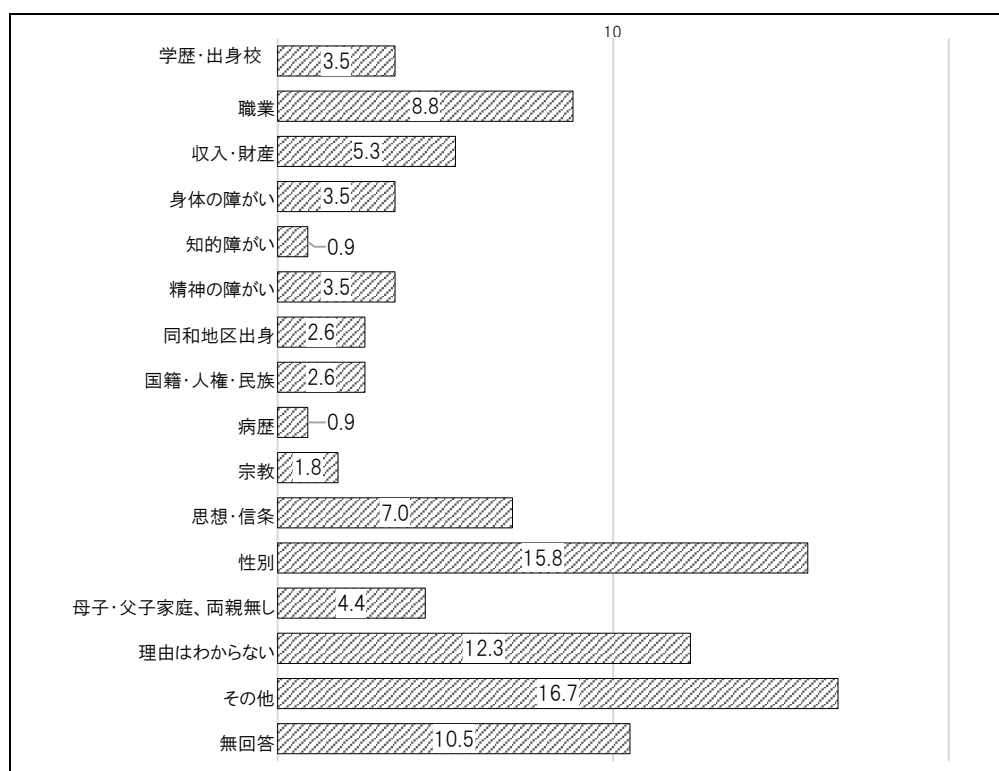
一方、「そう思わない」と回答した人の割合が最も高いのは、「女性専用車両は女性を保護しすぎている」の項目で 28.8%となりました。次いで、「子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない」で 21.9%、「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい」とで 13.7%となっています。

(3) 人権侵害の状況【奈良県全体】

過去5年間で「自己的人権が侵害されたと思ったことがある」と回答した人は、奈良県全体で9.4%、県南部（五條市・吉野郡）では8.2%でした。

また、人権侵害の理由については、奈良県全体では「女性であること・男性であること」（15.8%）と、性別による差別が最も多く、女性のうち26.6%、性別を選択しない（男性でも女性でもない、または決められない）人のうち25.0%が「女性であること・男性であること」により人権が侵害されたと思ったことがあると回答している一方、男性では0%であり、性別によって大きな差異があることが分かります。次いで「職業」（8.8%）、「思想・信条」（7.0%）、「その他」は16.7%となっており、その具体的内容としては職場や家庭でのハラスメントが挙げられています。また、障がいのある人や同和地区出身者、国籍や人種、収入や家庭環境に関する人権侵害も見られます。

【人権侵害の理由】(奈良県全体)

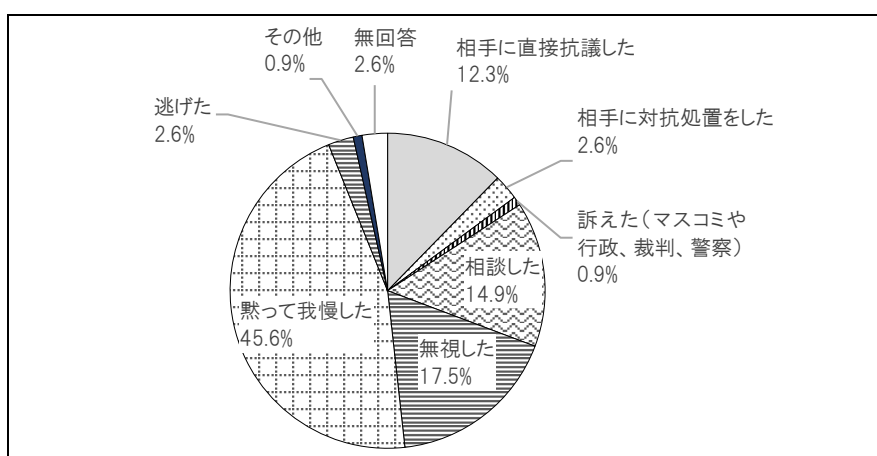


(4) 相談の状況【奈良県全体】

① 人権侵害を受けた時の対応（奈良県全体）

人権侵害を受けた時の対応としては、奈良県全体では「黙って我慢した」が最も多く、45.6%でおよそ半数に上りました。内容を見ると、性別を選択しない人では100%、20歳以下の若年層では91.7%と非常に高い割合になっています。一方、県南部では「黙って我慢した」は33.3%、「対抗措置をした（仕返し等）」、「相談した」「無視した」「逃げた」がともに16.7%でした。このことから、「黙って我慢した」「無視した」「逃げた」を合せて、相手に対し直接何もしなかった割合が全体の7割を占めていることが分かります。

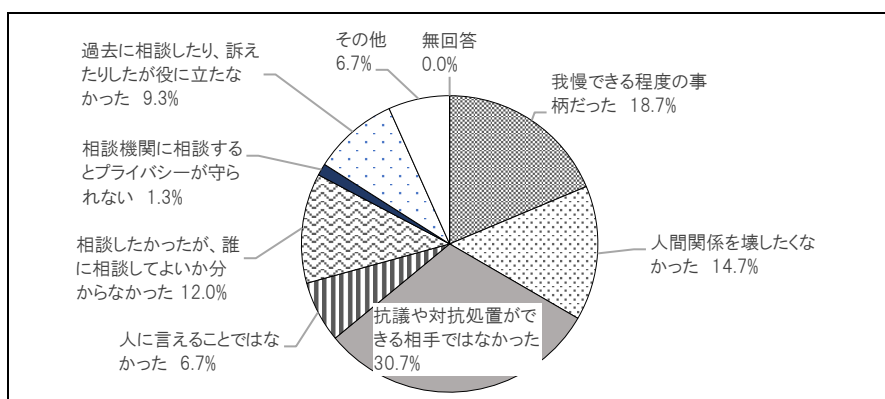
【人権侵害を受けた時の対応】(奈良県全体)



② 黙って我慢した理由（奈良県全体）

人権侵害を受けた際、抗議・対抗処置や相談等をせずに「黙って我慢した」理由としては、「抗議や対抗処置ができる相手ではなかった」が30.7%、「相談したかったが、誰に相談してよいか分からなかった」が12.0%、「過去に相談したり、訴えたりしたが、役に立たなかった」が9.3%と、相談機関の連携・充実や周知を図ることが課題となっています。

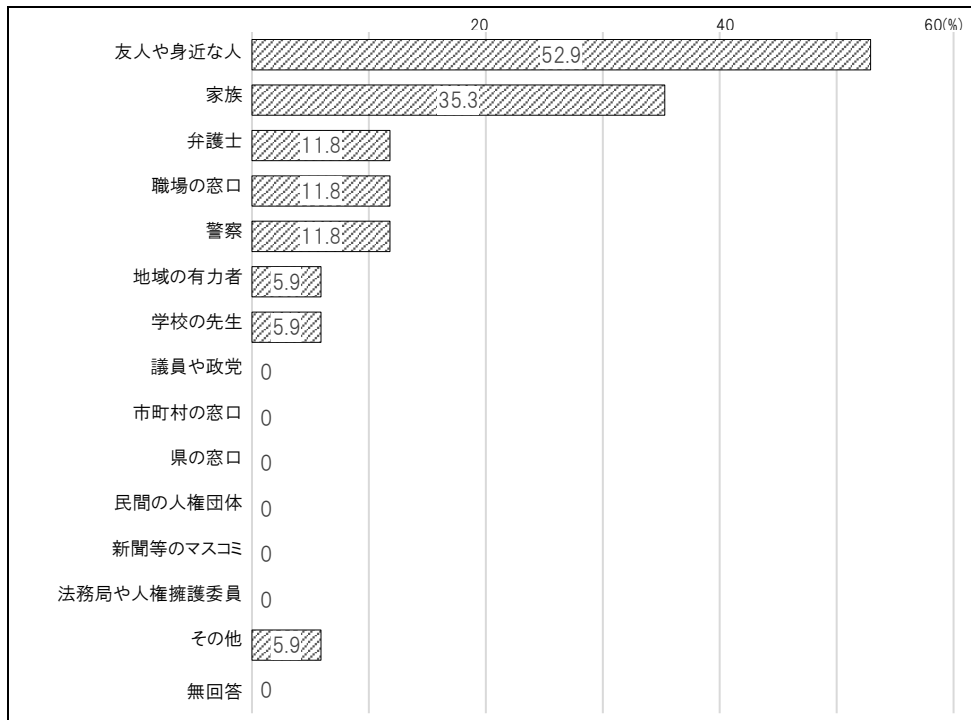
【黙って我慢した理由】(奈良県全体)



③ 相談相手（奈良県全体）

「相談した」のうち、相談相手としては「友人や身近な人」が 52.9%と半数以上を占め、次いで「家族」が 35.3%となっており、「弁護士」「職場の窓口」「警察」がともに 11.8%、「地域の有力者」「学校の先生（窓口）」「その他」がともに 5.9%で、行政の窓口や、法務局・人権擁護委員への相談は 0%でした。

【相談相手】(奈良県全体)

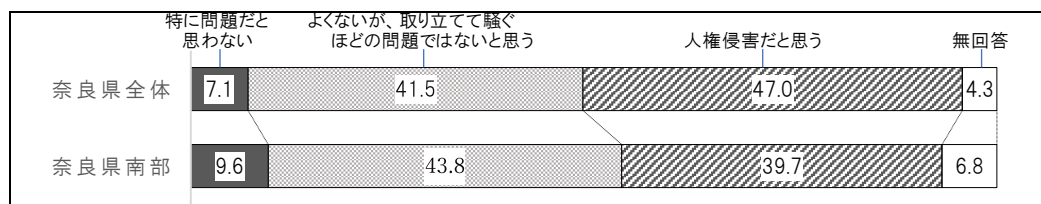


(5) その他

最近、インターネット上で「同和地区の所在地リスト」を掲載することが行われています。このようなことについてどう思うかについてのアンケートでは、奈良県全体では「人権侵害だと思う」と回答した割合が 47.0%で最も高かったものの、半数には及びませんでした。

同じく奈良県南部では、「よくないが取り立てて騒ぐほどの問題ではない」と回答した割合が 43.8%で最も高く、「特に問題だと思わない」と「よくないが取り立てて騒ぐほどの問題ではない」を合わせた割合は半数を超えました。また、「人権侵害だと思う」と回答した割合は 39.7%と、奈良県全体に比べて低くなっています。

【同和地区の所在地リストの掲載をどう思うか】



第3章 様々な人権問題に共通する施策の推進

- 1 人権教育の推進
- 2 人権啓発の推進
- 3 相談支援体制の充実

第3章 様々な人権問題に共通する施策の推進

全ての市民の人権が尊重され、差別や偏見のない「真に人権が尊重される五條市」を実現するため、様々な人権問題に共通する施策として、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重についての理解と認識を深め、人権問題の本質を正しく理解することにより、差別をなくす意欲と実践力が高められるよう、①人権教育、②人権啓発、③相談支援を施策の基本的な柱として推進します。

1 人権教育の推進

(1)現状と課題

地域社会には、様々な人権課題が存在しています。その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理で因習的な意識、物質的豊かさを重視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化などがあげられます。また、国際化、情報化、少子高齢化等といった社会情勢の急激な変化なども、人権に関わる問題を複雑化させる要因となっています。

さらに、自分自身に自信や誇りを持つことができない人や、他者を受け入れず望ましい人間関係を十分に築くことができない人が増えてきています。

こうした現状を踏まえ、これからの人権教育においては、全ての人が自他の人権を尊重しようとする主体的な態度や行動力を育むことを目指すとともに、自己理解や他者理解を深め、違いを個性として受け止めることのできる感覚を養うことが求められています。

そのためには、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージ*7における多様な教育活動を展開して、様々な人権課題などについて学ぶ機会を提供するとともに、地域において展開される社会教育*8活動をより人権尊重の視点に立って推進する必要があります。

(2)今後の方向性及び取組

※機構改革等により担当部署が変更になる場合があります

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
地域における人権教育の推進	地域において、人と人との絆や人権を大切にする心を育む環境づくりのため、「地区別懇談会」等の開催を継続的にを行います。 教材資料の充実、議論の手法の工夫等により、さらに地区別懇談会が充実するよう取り組みます。	生涯学習課
	地域に密着し、住民の生活から生まれる課題を共有化している公民館・人権総合センター・住民センター等において、身近な素材をテーマに、人権教育研究会を計画的・効果的に実施します。	人権施策課 生涯学習課

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
地域における人権教育の推進	社会福祉協議会や民生児童委員と連携し、住民の生活課題やニーズに応じた人権活動を行います。	人権施策課 社会福祉課
家庭における人権教育の推進	家庭は、子どもたちの人権意識の形成に重要な役割を担っています。家庭における教育力を向上させるため、人権講演会や出前講座など保護者が人権について学べる機会を増やします。	人権施策課
	子育てに悩む保護者への支援策として、相談活動を展開します。地域における子育て支援事業として、「つどいの広場」事業及び「ファミリーサポートクラブ事業」、五條市子育て支援センターにおける諸事業に取り組みます。	児童福祉課
	児童虐待の防止等に取り組むネットワーク活動をさらに充実させるため、有機的な連携を進めます。	児童福祉課
	家庭教育学級における人権に関する研修会の実施を支援します。	生涯学習課
	健全な子育てを行うための家庭のあり方に関する情報提供等を積極的に行い、家庭教育学級の活性化や研修内容を充実させるための取組を促します。	生涯学習課
	家庭生活を男女共同参画の視点から見直すとともに、具体的に男性が家庭生活に関われるよう、家事や育児、介護等に関する知識・技能等を習得するための講座・教室を開催し、男女共同参画社会の実現に向けて実践的に取り組みます。	人権施策課 保健福祉センター 介護福祉課
学校等における人権教育の推進	就学前の乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。そのため、乳幼児の発達の特徴を踏まえ、周りの人との関わりを通して、共感や思いやりの心を育てます。また、生命の大切さに気づかせ、豊かな感情を育てるなど、人権尊重の精神が育まれるように努めます。	児童福祉課 学校教育課 子ども未来課
	学校の教育全般を通じた人権教育の推進により、児童・生徒が自他を大切にすることができる人権感覚を身につけられるように努めます。	学校教育課
	社会性や人格を高めていくため、社会教育との連携を図ります。また、自然体験やボランティア活動、障がいのある人・高齢者・外国人等との交流を取り入れた教育の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習課 子どもサポートセンター
	こども園や小中学校等において、職員による人権出前講座を行うとともに、講師を派遣して学習会を行います。	人権施策課
市職員に対する人権教育の推進	職員に対する人権研修を充実させ、職場内の人権意識の高揚に努めます。	秘書広報課 人権施策課
教職員に対する人権教育の推進	人権教育の担当者を中心に、情報交換を密にし、研修や教育実践を互いに評価し合える環境を整え、より良い研修の充実に努めます。	学校教育課

2 人権啓発の推進

人権啓発とは、人権尊重の理念を普及させ、それに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を意味します。市民の人権意識が暮らしの中に根つき、文化として定着することを実現するためには、人権教育とともに人権啓発の積極的な推進が必要です。

人権を自分事としてとらえ、自分にできることを模索していく姿勢と、解決に向けた行動を生みだすために、市民のニーズを的確に把握し、あらゆる機会を通じて市民にとって理解しやすい啓発を目指します。

(1)現状と課題

本市ではこれまで、イベントや各種集会・講演会等をはじめ、地域住民との様々な交流の機会を通じて、人権意識を高めるための啓発活動を進めてきました。

しかし、人権問題に関するイベント等において、市民からの自主的・積極的な参加は多くないのが現状です。

今後は、様々なメディアを通じた広報を行うとともに、イベント内容を参加しやすいものに工夫することなどがが必要です。

広報等においては、使用する媒体によって受け手が限られる可能性もあるため、できる限り多くの媒体を併用するとともに、情報の流れが一方であることが多いため、受け手側からの意見や感想が得られるような仕組みづくりも課題となっています。

また、市民が自ら日常の中に潜む様々な人権課題に気づき、その解決につなげていけるよう、既存の人権課題に加え、新たな人権課題等についてもあらゆる機会を通じて継続的に情報提供していくことが必要です。

(2)今後の方向性及び取組

※機構改革等により担当部署が変更になる場合があります

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
市民に対する啓発の推進	人権及び人権問題への関心を高めるために、児童・生徒等から人権ポスター等を募集し、掲示します。また、これらの作品を市民向けのメッセージとして人権教育や啓発に活用します。	人権施策課
	関係機関と協力し、差別をなくす市民集会や人権同和問題講演会などの開催を通じて、様々な人権啓発を推進します。 また、参加者に対しアンケート調査を実施し、市民の意見や感想が得られるよう努めます。	人権施策課 生涯学習課
	「毎月11日は『人権を確かめあう日』」における街頭啓発を実施し、市民の人権意識の高揚を図ります。	人権施策課

項 目	今後の方向性及び取組	担当部署
市民に対する啓発の推進	市の広報紙による啓発を継続するとともに、「差別をなくす強調月間(7月1日から31日まで)」期間中には、人権特集号の発行や啓発のぼりの設置のほか、インターネット等の様々な媒体を活用しながら啓発活動を充実させます。	人権施策課
	市民に配付する啓発物品についても、より関心を得られるよう工夫する等、その充実を図ります。	
企業に対する啓発の推進	五條市企業人権教育推進協議会との連携を図り、企業における人権研修の取組を支援します。	産業振興課
	就職の機会均等を図る公正な採用選考が行われるよう、県と連携し、人事担当責任者等に対する啓発を推進します。	
特定の職業に従事する人に対する研修の充実	1 市職員 (1) 職員が市民啓発のリーダーとなり得る力量を培うための全体研修・職位別研修等を実施します。また、職種ごとの専門性を考慮し、所属部署別の研修についても計画的に実施するよう努めます。 (2) 各種団体・機関等の学習会や講演会等に関する情報を積極的に提供し、参加を促進します。	人権施策課 秘書広報課
	2 教職員 (1) 五條市人権教育研究会等の関係機関・団体と連携して、教育方法や内容の向上を目指した研修会を計画的かつ継続的に行います。 (2) 今日的な教育課題を解決していくため、研修方法の創意工夫に努めます。	学校教育課
	3 医療・保健関係者 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師等、あらゆる医療・保健関係者は人々の健康と生命を守ることを使命としており、業務の遂行に当たって、個人情報保護、患者や要介護者の人権を尊重した行動が求められています。そのため、国・県・医師会・歯科医師会等による研修会に積極的に参加するよう働きかけます。	保健福祉センター
	4 福祉関係者 (1) 福祉事務所職員や民生委員・児童委員、社会福祉施設職員をはじめとする社会福祉関係事業等従事者は、日常的に子どもや高齢者、障がいのある人等、様々な人々の生活相談や自立に向けた助言・介助などに携わっており、個人の人権の尊重と個人情報保護及び公平な処遇、きめ細やかな配慮等が求められています。そのため、それぞれの専門的研修の中に、高齢者、障がいのある人等の人権に関する研修を組み入れるなど、各種研修会の充実を図ります。	社会福祉課 介護福祉課 児童福祉課

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
特定の職業に従事する人に対する研修の充実	5 消防団員 (1) 消防団員については、分団長会議等を活用するなど、人権問題に関する研修に努めます。	危機管理課
関係機関・団体との連携・協力	保護司会等、人権擁護関係団体との連携・協力体制を維持しながら、各種啓発事業を推進します。	人権施策課 社会福祉課
	差別事象など、人権侵害事例への対応については、法務局及び「啓発連協」をはじめとする関係機関や関係団体との連携を強化し、今後の啓発活動に生かすとともに、再発防止に努めます。	人権施策課
	人権擁護委員協議会五條支部と協力し、啓発活動を進めます。	
	部落解放同盟五條支部と協力し、部落差別撤廃の取組を推進します。	

3 相談支援体制の充実

人権が侵害された場合の司法による救済や人権侵犯事件に対する法的救済は、国の管轄するところですが、人権が侵害されるおそれのある人や、現に侵害されている人に対しては、市としても解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談支援体制の充実を図る必要があります。特に、近年の複雑・多様化する人権相談に対応するためには、関係各課間及び、各機関との連携や相談員の資質向上が必要不可欠です。

(1)現状と課題

現在市では、法務局が開設している「人権相談所」、社会福祉協議会が開設している「ふれあい相談」のほか、人権施策課をはじめとした市の各部署において様々な相談に応じています。

しかし、人権に関する県民意識調査（平成 30 年実施）では、人権が侵害されたことがある人の対応として「黙って我慢した」と回答した方の割合が 45.6%と最も高いのに対し、「相談した」と回答した方の割合が 14.9%、このうち「公的機関への相談」は 0%でした。この背景には、関係機関の窓口が十分に周知されていないことや、相談機関等の多くが個別課題への対応にとどまっており、多様化・複雑化する人権問題への対応が必ずしも十分でないことなどが考えられます。

今後、相談支援体制を強化するため、相談窓口の周知徹底を図るとともに、関係機関相互の連携強化及び相談員の資質向上を図ることが課題となっています。また、人権が侵害された相談者をケアすることも重要な課題として取り組む必要があります。

(2)今後の方向性及び取組

※機構改革等により担当部署が変更になる場合があります

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
相談体制の充実	人権について誰もがいつでも気軽に安心して相談できるよう、相談者のプライバシー保護のため、相談時間や場所、方法などを十分考慮します。	人権施策課 保健福祉センター 社会福祉課 介護福祉課 児童福祉課 産業振興課 学校教育課 子ども未来課 生涯学習課
	相談者のニーズに的確に対応できるよう、専門知識や経験を有する相談員の確保や育成に努めます。	
	様々な機会や広報媒体を活用して、より一層積極的に相談窓口及びその活動内容等の広報に努めるとともに、各種相談・支援に係る制度や施策に関する情報の提供に努めます。	
相談機関・窓口の連携強化	法務局等の関係機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員等との連絡調整を図り、相談体制の充実に努めます。	
救済・支援体制の充実	相談を受けた主管課が、市の関係部署や法務局等の外部関係機関と連携しながら救済、支援していただけるよう体制の充実に努めます。	
地域としての体制の構築	児童に対する虐待を防止し、地域社会の中で安心・安全に暮らせるよう、地域での体制づくりに努めます。	児童福祉課 学校教育課
	高齢者虐待を防止する支援体制づくりに取り組むとともに、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の孤立を防止し、地域社会の中で安全・安心に暮らせるよう、地域包括ケア ^{*9} の推進に努めます。	介護福祉課

みんなの想いが重なりあってしあわせごじょう!

ごじょうリボンプロジェクト

五條リボンプロジェクトって?

コロナ禍で生まれた差別や偏見をなくそうと、愛媛県の有志がつくったのがシトラスリボンプロジェクト。

五條市では、これを独自に発展させ、新型コロナウイルス感染症だけでなく、誰もがどんな状況にあっても互いを受け入れ、支えあえる社会の実現をめざして、「ごじょうリボンプロジェクト」の取組をすすめています。

たがいに
ゆずりあう
ごじょう
互譲

五條市
の
ごじょう
五條

たがいに
たすけあう
ごじょう
互助

ごじょうリボンの5つの「ごじょう」

たがいに
なすとげる
ごじょう
互成
※造語です

幸せ×幸せ×幸せ
×幸せ×幸せ!!
ごじょう
五乗



Blue
五條

吉野川の清流



3色のリボンは五條市オリジナル♪

西吉野

西吉野町に
自生する福寿草
(花言葉は「幸福を招く」)

大塔

大塔町の山々

Yellow

Green



第4章 分野別施策の推進

- 1 同和問題
- 2 女性の人権
- 3 子どもの人権
- 4 障がいのある人の人権
- 5 高齢者の人権
- 6 外国人の人権
- 7 性的マイノリティの人権
- 8 インターネット上の人権
- 9 その他の人権問題

第4章 分野別施策の推進

1 同和問題

「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「五條市人権が尊重されるまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、市民一人ひとりが部落差別に対する正しい知識と理解を深め、差別意識や偏見を解消することができるよう、教育・啓発や相談体制を充実することなどにより、部落差別の解消を目指します。

(1)現状と課題

同和問題は、決して過去の問題ではなく、21世紀を迎えた今日でも、依然として未解決のまま取り残されている人権課題です。その解決は国をはじめとする行政の責務であるとともに、市民一人ひとりが主体的に取り組むべき重要な課題であるとされています。

市では、同和地区における生活環境の改善を目的とした住宅、道路などの整備や、社会福祉及び公衆衛生の向上を目的とした施設等の整備を総合的に推進するとともに、各種啓発行事の開催、広報紙への掲載、「毎月11日は『人権を確かめあう日』」としての街頭啓発など、同和問題の解決に向けて様々な方法で市民に啓発を行ってきました。

しかしながら、当市においても、同和地区住民に対する誹謗中傷、差別的な内容のメールが市等に届いたり、インターネットサイトに同和地区に関する情報が掲載されたりするなどの差別事象が今なお発生しています。

このため、差別意識や偏見の解消に向けた教育・啓発に引き続き取り組むとともに、部落差別に関する相談に的確に対応できるよう、相談体制の充実を図ることが必要です。

また、人権を尊重し、共に支え合う心豊かな地域社会をつくっていくためには、ボランティアやNPO^{*10}の果たす役割も大きくなることが予想されます。今後は、これらの団体・機関の育成支援、活動の場や情報の提供等、協働の取り組みに向けた支援を促進する必要があります。

(2)今後の方向性及び取組

※機構改革等により担当部署が変更になる場合があります

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
同和問題解消に向けた教育の推進	「差別の現実に学ぶ」ことを基本理念としながら、幼児・児童生徒が発達段階に応じて主体的に学べるように支援します。	学校教育課 子ども未来課
	近年の部落史研究 ^{*11} の成果や、地域の文化・歴史・産業等に学び、地域教材の作成に取り組むなど、教育内容の発展と充実に努めます。	

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
地域における学習機会の充実	市民が同和問題についての学習機会を確保できるよう、地域への積極的な働きかけを行います。	人権施策課 生涯学習課
	講師の紹介や学習教材の提供など、多くの方に学習の機会を提供するとともに、地区別懇談会の推進など地域での効果的・自発的な学習活動が行えるよう取り組みます。	
職員人権研修の推進	新規採用職員研修や管理職研修等の際に、人権に関する研修を実施するなど、行政職員として人権感覚を磨き、高い人権意識を持続できるよう、研修内容の充実を図ります。	秘書広報課 人権施策課
	他団体が実施する研修会への職員の派遣や自発的な研修が促進されるよう、環境づくりをすすめます。	
	人権教育の効果を高めるため、教職員の資質や実践力の向上を目指し、こども園・学校等の教職員を対象にした研修の充実を図ります。	子ども未来課 学校教育課
啓発活動の推進	部落に対する忌避意識を払拭・解消するため、関係機関・団体と連携しながら啓発活動を推進します。	人権施策課 生涯学習課 産業振興課
	保護者が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、子どもに適切な指導ができるよう、こども園・学校等において保護者を対象とした啓発を行います。	子ども未来課 学校教育課
相談・支援の取組	同和問題に関する様々な差別や偏見、人権侵害等に関する相談体制を充実します。また、「なら人権相談ネットワーク」等、専門的な相談機関との連携を強化しながら、その機能の充実に努めます。	人権施策課
差別事象の再発防止	身元調査や差別落書き、企業における不公正採用、インターネット上での差別的書き込みなどの差別事象について、関係機関・団体との連携を強化し、再発防止に努めます。	人権施策課
	えせ同和行為 ^{*12} に対しては、同和問題を正しく理解することが重要であることから、関係機関との連携を強化し、企業、団体、市民等に向けて、えせ同和行為を許さない意識の浸透に努めます。	
人権総合センター及び住民センター活動の活性化	市民の生活全般にわたるニーズを的確に把握し、福祉の向上や人権啓発のための「開かれた施設」として、各種事業を開催することを通じて自立支援や人権啓発、生活の質の向上等に努めます。	人権施策課
	地域住民が自立を目指して歩んでいけるよう、日常的な悩み事や相談に対してきめ細やかに対応し、住民にとって身近で包容力のあるコミュニティの創出に努めます。	

項 目	今後の方向性及び取組	担当部署
働く場における差別防止・解消に向けた取組	就労の機会均等を確保し、就職を促進するため、関係機関・団体との連携を強化し、雇用状況の改善に努めます。	産業振興課
	差別のない明るく働きやすい職場づくりを進めるため、企業人権教育推進協議会等と連携して、雇用主等を対象とした研修会や講演会を実施します。	
	採用や雇用における人権侵害を防ぐとともに、職場内での人権意識を高めることができるよう、企業等に対して同和問題についての正しい理解と認識を深める啓発を行います。	

2 女性の人権

日本国憲法や世界人権宣言が、男女の同権・平等を定めるとともに、女子差別撤廃条約は社会の様々な場面における女性差別の禁止を求めています。また、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法など、男女平等や女性の地位向上のための法律が整備されています。

男女がともに、それぞれの能力を活かし、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、女性に対するあらゆる暴力が根絶されるよう努めます。

(1)現状と課題

本市では、2003（平成 15）年に「五條市男女共同参画プラン」を策定し、2017（平成 29）年 3 月に「五條市男女共同参画推進条例」を制定しました。さらに、2019（平成 31）年に「第 2 次五條市男女共同参画計画－助け合い ゆたかに暮らせるまちづくり－」を策定しました。

これらの計画等に基づき、男女があらゆる分野で平等に参画する社会の実現に向けて様々な取組が進められていますが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等に生じた新たな課題等があります。

性別による固定的役割分担意識^{*13} や男性優位の意識が根強く残り、例えば、雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など、男女平等が十分とは言えない状況があります。

今後は、あらゆる分野への男女共同参画を推進するため、女性の社会的自立へ向けた諸制度の整備や女性の各委員会・審議会への積極的な登用、雇用・就労における男女の均等な機会や待遇の確保などを促進する取組が求められています。男女平等の視点に立った教育や啓発を図り、幼少期から学習できる機会を設けるなど、女性の人権の浸透を図ることが重要となっています。

また、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント^{*14} などの人権侵害の発生を防止するための啓発活動を強化することや、相談窓口・支援体制の充実を図る必要があります。

(2)今後の方向性及び取組

※機構改革等により担当部署が変更になる場合があります

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
女性の人権尊重意識の普及・啓発	「差別をなくす強調月間」、「人権週間」、「男女共同参画週間」「女性の人権ホットライン強化週間」を軸に、啓発活動を行います。	人権施策課
男女共同参画意識の啓発	男女が互いの人権を尊重するとともに、あらゆる分野で社会の対等な構成員として参画できるよう、男女共同参画意識の普及と啓発を行います。	人権施策課

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
男女共同参画意識の啓発	家庭・地域・職場等において根強く存在する固定的な性別役割分担意識の払拭や、習慣・慣行の見直しを呼びかけるなど、男女平等・対等の意識改革を図ります。	人権施策課 生涯学習課 産業振興課
	学校等において、子どもたち一人ひとりの個性を大切にした共生教育を推進します。同時に、教職員の男女共同参画意識を高める研修や啓発等を進めます。	学校教育課 子ども未来課
政策形成・意思形成の場への女性の参画推進	女性が公的機関での意思・方針決定の場へ参画し、女性の意見や考えを反映させていくことができるよう、審議会や各委員等における女性委員の積極登用を進めます。	各審議会・委員会等の 主管課
	市の組織において、女性職員の管理職への登用を計画的に進めます。	秘書広報課
女性の労働環境の整備及び活躍推進	就業に関連する法律や制度等の情報の収集・提供を行います。	秘書広報課 人権施策課 産業振興課
	賃金・採用・昇格等における男女の格差解消、機会均等に向け、関係機関・団体と連携しながら啓発を行います。	
	就業者・事業者に、ワーク・ライフ・バランス ^{*15} に関する情報提供や啓発を行うとともに、ワークシェアリングや労働時間の短縮、フレックスタイム制度等、多様な就労形態の周知に努めることなどにより、女性が社会で活躍できる環境の醸成に努めます。	
	家庭と仕事や地域活動等の両立を支えるため、育児や介護を支援する各種サービスの充実に努めます。	介護福祉課 児童福祉課 子ども未来課 保健福祉センター
相談体制の充実	セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど、様々な悩みに対応できる相談体制の充実を図るとともに、関連機関との連携強化による被害者救済体制の充実に努めます。	人権施策課 児童福祉課 子ども未来課 保健福祉センター
女性の身体的特徴の尊重	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」 ^{*16} について、情報提供に努めます。	人権施策課 保健福祉センター
	妊娠・出産・更年期など、女性ホルモンの影響等によりライフステージに応じて心身の状況が大きく変化することから、人生の各ステージに応じた情報提供・相談など、支援体制の充実を図ります。	保健福祉センター

3 子どもの人権

子どもは擁護される存在であると同時に、権利の主体者であるとの認識のもと、子どもの人権に関係する国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、社会全体で相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向けた取組を推進するとともに、子どもを安心して育てられる環境整備に取り組みます。

(1)現状と課題

現代の日本の子どもたちには、他者への思いやりの心や迷惑をかけないという気持ち、生命尊重・人権尊重の心、正義感や遵法精神の低下や、基本的な生活習慣の乱れ、自制心や規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下などの傾向が指摘されています。また、本市の子どもを取り巻く現在の状況として、核家族化・少子高齢化の進行、地域の連帯感の希薄化、地域や家庭における教育力の低下などが大きな問題として懸念されています。

このような中で、子ども同士のいじめ・不登校・長期の引きこもり・体罰・児童虐待のほか、ヤングケアラー^{*17}の増加やひとり親家庭に多く見られる子どもの貧困等、様々な問題が発生しています。

また、メディアリテラシー^{*18}に関わるネット上のトラブルや、成年年齢引き下げ^{*19}に伴う契約トラブルの発生等も課題となっています。

このような問題から子どもたちを守り、子どもたちが心身ともに健康に過ごすことができる環境づくりが重要です。また、自分の思いや考えを言葉で伝え、自ら考えて行動できるよう、様々な活動の中でそれぞれの主体性を育み、自尊心を高める取組が必要となっています。

(2)今後の方向性及び取組

※機構改革等により担当部署が変更になる場合があります

項 目	今後の方向性及び取組	担当部署
子どもの権利の尊重	家庭において、子どもの権利が尊重されるよう、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使するよう啓発します。	子ども未来課 学校教育課 児童福祉課
子どもの人権に配慮した教育・保育の推進	こども園・学校においては、発達段階に応じ、教育活動全体を通じて人権尊重、生命尊重の精神を育成し、幼児・児童生徒一人ひとりの個性を生かし、自己実現の喜びを実感できるよう活力ある学校・園づくりに努めます。	学校教育課 子ども未来課 子どもサポートセンター
	児童生徒が自己の存在感を実感でき、社会性を身につけることができる学校づくりに努めるとともに、子どもたちの将来における社会的自立を目標に、一人ひとりに対する適切な働きかけや情報提供に努めます。	
	子ども達が互いの違いを認め合い、人との繋がりを深め合えるよう取組を進めます。	

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
子どもの人権に配慮した教育・保育の推進	5歳児の中期頃よりアプローチカリキュラムを作成し、小学校へ学びの芽生えを繋げます。また、小中交流会において子ども達の姿や学習面の傾向等を話し合い、取り組みや対応について情報交換を行います。	学校教育課 子ども未来課
教職員への研修の充実	こども園・学校における人権教育の効果を高めるため、教職員の研修への積極的な参加を促すとともに、職員間で熟議の場を設けるなど、人権感覚の研さんに努めます。	学校教育課 子ども未来課
相談体制の充実	子どもの社会生活への対応、校内暴力やいじめ・不登校などの問題解決、子育てに対する支援を図るため、スクールカウンセラー* ²⁰ の配置や必要に応じた訪問指導に努めます。	児童福祉課 子ども未来課 学校教育課 子どもサポートセンター 保健福祉センター
	電話相談や要保護児童対策地域会議、保健福祉センター、子育て支援センター「はっぴい」、こども園、学校等の関係機関とのネットワークの強化を図り、相談事業の充実に努めます。	
いじめ・不登校への対策の充実	いじめに対して、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。	学校教育課 子どもサポートセンター
	適応指導教室「くすのき教室」を運営し、不登校の子どもたちの居場所になりながら、在籍校と連携し登校できるよう支援します。	
児童虐待の早期発見・防止の取組	児童虐待の防止等に関する法律の趣旨や子どもの人権の視点から、子どもの虐待やいじめについての啓発を行います。	人権施策課 児童福祉課 子ども未来課 学校教育課
	学校や医療機関、要保護児童対策地域協議会等の関係機関のネットワークを活用しながら、児童虐待防止のための情報共有を図ります。	
	乳幼児健康診査時等には親子間の様子にも注意を払いながら、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。	保健福祉センター
子育て支援の充実	母親の就労状況に配慮した環境づくりを行うため、こども園での預かり保育を拡充するとともに、地域における子育て支援の充実に努めます。	児童福祉課 子ども未来課 学校教育課
	育児相談体制の充実による育児不安の軽減を図ります。	
子どもをトラブルから守るための取組	インターネットや様々なメディアを通じた有害情報から子どもを守り、また、児童買春等の性の商品化を防止するため、家庭や学校、関係機関等と連携しながら、法的な責任や起こり得る危険性等について知識の普及や啓発に努めます。	学校教育課 子ども未来課 子どもサポートセンター
	成年年齢の引き下げに伴う消費者被害を未然に防ぐため、広報啓発に努めるとともに、消費生活相談窓口と連携しながら被害者支援を行います。	

4 障がいのある人の人権

障がいのある人が住みたい場所で安心して生活ができるよう、障がいのある人に寄り添った生活全般にわたる支援や、ライフステージを通じた切れ目のない支援、社会参加の促進など自己実現のための支援を基本的な考え方として、社会・文化・その他のあらゆる分野への「完全参加と平等」に向けた諸施策を推進します。

(1)現状と課題

五條市における障がいのある人(子ども)の現状は、2023(令和5)年3月末現在の身体障害者手帳所有者が1,404人、療育手帳所有者が317人、精神障害者保健福祉手帳所有者が295人となっています。このうち、身体障害者手帳の所有者は65歳以上の方が78%を占め、介護者を含めた高齢化や、世帯の小規模化が進んでいます。また重度障害者の割合も年々高くなっているなど、障がいの重度化も進んでいます。さらに肢体不自由者が全体の約50%を占めており、看護・介護職員や移動手段の確保などが課題となっています。

また、施設に入所している人で、地域生活への移行を考えている人はおよそ40%、就労を希望する人は約10%です。これに対して、ハローワーク下市管区の障がいのある人の就業状況については、2020(令和2)年月末時点で登録者7,290人のうち就業中の者は3,036人と、41.6%にとどまっており、保護者が亡くなった後の不安や経済的自立の困難を解消することが課題となっています。

このため、障がいのある人やその支援者のニーズを聞き取りながら、障がいのある人が地域で暮らしていくために必要な支援策を検討していく必要があります。

また、市民の一部において、障がいのある人たちの自立や社会参画に対して原則的には賛同しながらも、誤解や無理解があるため、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの、人権侵害事案や、障がいのある人の自立や社会参加を妨げることにつながっています。

こうした状況を踏まえながら、2024(令和6)年に策定した「第7期五條市障害者福祉計画及び第3期五條市障害児福祉計画」に基づき、権利擁護と障がいに対する理解や配慮の促進、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の推進、障がいのある人についての関係法の正しい理解と運用、地域で支え合える仕組みづくりを主要課題として取組を進めています。

(2)今後の方向性及び取組

※機構改革等により担当部署が変更になる場合があります

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
障がいのある人の人権についての啓発	障がいのある人に対する偏見や差別意識を解消し、共に生きる社会を実現するため、障がいのある人の人権についての正しい理解と認識を促すための啓発を行います。	人権施策課

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
障がいに対する理解の促進	様々な障がいについて市民の理解を深めるため、市の広報誌、公式ホームページ等、多様な媒体での情報提供に努めます。	社会福祉課 介護福祉課
	各学校において障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ「交流及び共同学習」を推進し、障がい理解の促進や学校における「心のバリアフリー」教育の展開を図ります。	学校教育課
相談支援体制の充実	地域での支援を必要としている障がいのある人及びその家族が安心して生活することができるよう、相談事業を障がい者施設へ委託するほか、窓口職員のスキルアップを図り、相談体制を充実します。	人権施策課 社会福祉課 介護福祉課
福祉のまちづくりに向けた環境整備の推進	ノーマライゼーション* ²¹ の考え方のもとに、施設のバリアフリー* ²² ・ユニバーサルデザイン* ²³ 化を推進するとともに、事業者に対しても指導・助言を行い、これらに対する理解促進を図ります。	全課
障がいのある人の雇用の促進・支援	就労の場の確保を図るため、事業主を含めた就労の場に携わる関係者への啓発を行います。また、公共職業安定所等と連携を図りながら、就業支援の情報を提供し、「障害者雇用率制度」の周知・啓発を進めるとともに、就労の場の確保に努めます。	社会福祉課 産業振興課
	関係機関と連携を図りながら、トライアル雇用、職場適応訓練等の活用により、雇用への移行促進を図ります。 また、障がいのある人が安定的に職業に就くことができるよう支援に努めます。	
	福祉作業所で作られた自主製品等を障がいのある当事者の方が店員となり販売する「五條ハートフル販売会」を開催し、障がい者雇用への理解促進と障がいのある人の就業意欲向上を目指します。	社会福祉課
障がいのある子どもの人権に配慮した子育て支援の充実	障がいのある子どもについて、こども園等への入園を幅広く検討するとともに、教育・保育内容について保護者との相互理解を図りながら専門機関と連携し、適切な対応に努めます。	児童福祉課 子ども未来課
日常生活における権利擁護支援と被害救済	障がいのある人の人権を守る制度や各種サービスの情報を提供し、必要に応じて利用を支援します。また、成年後見制度* ²⁴ の周知普及に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。	市民課 社会福祉課 介護福祉課
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容を理解する上で重要な言葉である「合理的配慮」* ²⁵ 、「社会的障壁」、「不当な差別的取扱い」の持つ意味の周知啓発を図るなど、法の周知を図り、障がいのある人日常生活の権利擁護を図ります。	人権施策課 社会福祉課

5 高齢者の人権

高齢者が住み慣れた家庭や地域で健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた知識や経験を活かし、地域社会を支える重要な一員として社会活動に積極的に参加できるよう、高齢者が尊重され、豊かに生活ができる社会づくりに向けた取組を進めます。

(1)現状と課題

日本の高齢化は世界的な規模で急速に進んでいます。総人口に占める高齢者人口の割合は日本が世界の最高位で、1950（昭和 25）年以降一貫して上昇が続き、2022（令和 4）年には 29.1%となりました。

本市では 2023（令和 5）年 4 月 1 日現在の高齢化率^{*26}は 39.4%で、およそ 2.5 人に 1 人が 65 歳以上という「超高齢社会」に突入しており、今後さらなる高齢化の進展に伴って、寝たきりや認知症等の要介護や一人暮らし高齢者が急速に増えるものと見込まれています。

高齢社会の問題は、市民全てが自分自身の問題として考える必要があります。そのため、本市においては高齢社会を巡る重要な課題に対して「五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画」を策定し、保健福祉サービスを充実させ、高齢者とその家族、介護者の多様なニーズにも対応し、住み慣れた地域や家庭で安心して健康に生活を送ることができるよう努めています。また、安心して福祉サービスを利用できるように、高齢者の権利擁護等に対する相談窓口の整備や充実に努めています。

しかしながら、高齢者を取り巻く状況は厳しく、高齢者の扶養、介護、財産管理の問題や、家庭等における高齢者への虐待、孤独死^{*27}や自殺など、高齢者の人権を侵害する様々な問題が発生しています。

このような状況を踏まえ、高齢者やその家族を支援していくために、地域全体で高齢者を支える体制を構築するとともに、地域社会づくりの担い手となる地域住民の活動を支援する必要があります。

(2)今後の方向性及び取組

※機構改革等により担当部署が変更になる場合があります

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
高齢者の人権についての啓発	高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、全ての市民が高齢者の人権についての正しい理解と認識を持つための啓発を行います。	人権施策課 介護福祉課 教育委員会事務局 各課
	地域住民や小・中学生に、高齢者に対して尊敬の念をもって接するとともに、その人格やプライバシーに配慮することの大切さ、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題等の課題に関する理解を促すための取組に努めます。	

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
高齢者の自立と社会参加の支援	住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の様々な問題について総合的なマネジメントを行い、支援していく地域包括支援センター*28の機能を強化します。	介護福祉課
	高齢者が、自分自身のこれまでの経験や豊かな知識を生かすことにより生きがいを実感でき、生活の充実・向上につなげられるようにするため、様々な世代の人との交流活動やボランティア活動が充実するよう、スクールサポーターや公民館活動などの情報提供に努めます。	介護福祉課 教育委員会事務局 各課
	高齢者が生涯を通じて様々な学習活動ができるよう、交流の場である地区公民館等の施設や生涯学習の機会の充実に努めます。	生涯学習課
介護の予防の促進	住み慣れた地域で暮らし続けられるまちを目指して、介護予防や健康維持・増進のための高齢者の自発的な取組を支援します。	介護福祉課 保険年金課 保健福祉センター
就労の機会の確保	高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続ける社会を実現するため、定年の引き上げ等による継続雇用の推進、再就職の援助など、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組みます。	介護福祉課 産業振興課
	シルバー人材センターを活用して、生きがいの充実や積極的な社会参画を希望する高齢者の就業機会の提供に努めます。	
高齢者の権利擁護の推進	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、全ての高齢者が安心、安全な環境の下で、福祉サービスなどを受けることができるよう介護保険制度によるサービスの充実や、成年後見制度の利用促進などに努めます。	介護福祉課 産業振興課
	高齢者をターゲットにした悪質な商法等による被害を未然に防ぐため、消費者センター等と連携し、高齢者の権利擁護の視点に立って啓発活動を行います。	
高齢者虐待防止の取組	深刻化する高齢者に対する虐待問題に取り組むため、関係機関との連携によって五條市高齢者虐待防止ネットワークを運営し、虐待の予防、早期発見のための仕組みづくりや、高齢者及び養護者の自立支援に向けた取組を推進します。	介護福祉課
包括支援センターの周知と連携強化	地域包括支援センター業務について市民への周知と地域の関係機関との連携を強化します。また、民生委員と連携を図りながら、高齢者を支える地域ネットワークの基礎づくりを図ります。	介護福祉課
相談体制の充実	高齢者が安心して生活できるよう、多様な相談に対応できる体制づくりに努めます。	人権施策課 介護福祉課

6 外国人の人権

異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を深めるなど、市民の国際理解を促進するとともに、異なる国籍・文化的背景をもつ人々が多様な文化や習慣、価値観等を認め合いながら、国籍に関わらず、人として互いに尊敬し合い、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組を進めます。

(1)現状と課題

我が国における 2023（令和 5）年 4 月 1 日現在の日本に在住する外国人人口は 297 万 8 千人で、日本の総人口の 2.4%を占めています。また、同日現在の五條市に在住する外国人市民は 19 ヶ国・地域出身の方が 417 人となっており、五條市の総人口の 1.5%を占めています。

五條市においても就労の場を求めて定住する外国人の方が増えてきており、言語や習慣、文化の違い等、相互理解の不十分さから地域住民との摩擦、日本人配偶者との家庭内トラブル、職場や学校、医療現場における諸問題が発生していると考えられます。

(2)今後の方向性及び取組

※機構改革等により担当部署が変更になる場合があります

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
生活基盤の整備	日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、豊かな生活を送ることができるよう、日本語教室の開催促進や入居支援など、生活基盤を整える取組を検討します。	建築住宅課 生涯学習課
多文化理解の推進	外国人英語指導助手を採用し、こども園・学校等に派遣することにより、児童・生徒の多文化理解を図ります。	学校教育課
	中央公民館等での外国語講座を開催するなど、市民が外国語を学び、異文化に触れる機会を創出します。	生涯学習課
外国人に対する情報提供の充実	五條市ホームページに自動翻訳機能を設置するなど、外国人に対して様々な情報発信に努めます。	関係各課
相談支援体制の充実	外国人の生活を支援するため、外国人向け相談窓口の整備に努めます。	社会福祉課
地域活動への参画の推進	外国人市民が地域の一員として様々な活動に主体的に参加し、日本人市民とともに活躍できるよう、地域活動への参画を促進するよう努めます。	地域政策課 市民参加型事業 主管課
ヘイトスピーチ ^{*29} の解消に向けた取組	ヘイトスピーチ解消に向けた教育・啓発活動に取り組むとともに、関係機関・団体等との連携を図りながら発生の抑制に努めます。	人権施策課

7 性的マイノリティの人権

地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向^{*30}や性自認^{*31}を理由として偏見や差別をなくすため、講演会や研修会などの教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

(1)現状と課題

LGBTQ^{*32}をはじめとする性的マイノリティの人たちは、性の多様性が認識されていない社会の中で、様々な差別の対象となっています。一方、これらの被害や悩みを相談することや、必要な制度を利用することができず、孤立しがちな現状があります。

また、生物学上の性が性自認と異なる人は、トイレや更衣室など日常生活の中で多くの不便を抱えていたり、各種手続きにおける性別確認に苦痛を感じていたりします。

このような中、私たち一人ひとりがそれぞれの性の在り方を持つ存在であることを多くの市民が認識し、理解が進むような取組や、就職の採用時や日常の職場において差別や偏見によって不当に扱われることがないように、企業等を対象とした性的マイノリティの人権に対する理解を深める取組が必要です。また、当事者が日常生活において、生きづらさや不便を感じることをないように取り組むことが重要です。

本市では、性的指向や性自認にかかわらず、全ての人が個人として尊重される社会を目指すため、出前教室の開催や各種啓発活動の実施により多様な性に関する市民の理解を推進するとともに、2023（令和5）年4月1日から「五條市パートナーシップ宣誓制度」を開始し、当事者が暮らしやすい環境づくりに努めています。

しかし、まだまだ周囲の理解は十分とは言えず、全ての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える社会の実現が課題となっています。

(2)今後の方向性及び取組

※機構改革等により担当部署が変更になる場合があります

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
学校教育における理解の促進	性教育を中心に発達段階に応じて多様な性のあり方について理解と認識を深めるための教育内容を検討・開発します。	学校教育課
性の多様性に関する啓発の推進	一人ひとりの性・セクシュアリティ ^{*33} が尊重され、共に生きる社会づくりを目指して、広報紙やインターネット等を通じ、様々な啓発活動を推進します。	人権施策課
	職員や児童生徒に対し、性的マイノリティへの差別や偏見をなくすための研修会を実施します。	秘書広報課 人権施策課 学校教育課

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
性的マイノリティが安心して暮らせる環境づくり	制服やトイレ、更衣室や部屋割りなど、苦痛や不便さを抱える現状について、当事者や関係機関との協議のうえ、改善に努めます。	学校教育課
	「性別記載に関する基本指針」に基づき、性的マイノリティに配慮した性別記載欄の運用に努めます。	人権施策課 関係各課
	五條市パートナーシップ宣誓制度の周知啓発を図ります。	人権施策課
	五條市パートナーシップ宣誓制度を活用し、住居や福祉等のサービス利用手続きにおいて、「多様な家族形態」に対応します。	社会福祉課 介護福祉課 児童福祉課 建築住宅課
	だれもが自分らしく生きられる社会の構築を目指す「BE YOURSELFプロジェクト」を推進し、性的マイノリティの支援者であるアライ* ³⁴ の増加・浸透に努めます。	人権施策課
相談支援体制の整備	性的マイノリティの人たちが安心して自立した生活を送ることができるよう、相談支援体制の整備に努めます。	人権施策課
	市職員向けのハンドブックを作成し、性的マイノリティが抱える困難や、具体的な配慮の例の理解を促し、よりよい相談支援ができるよう努めます。	人権施策課

8 インターネット上の人権

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしてしています。近年では、携帯電話、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、子どもたちにとっても身近なものになっています。

その一方で、SNS^{*35}での特定の個人を対象とした誹謗・中傷、同和問題や外国人、障がいのある人等に関する差別的な表現の書き込み、個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害、ネットいじめなど、インターネット上での人権を軽視した行為が大きな問題となっています。また、インターネットを通じた誘い出しにより未成年者が性的被害や暴力行為に遭うなどの犯罪に巻き込まれるという事例も多く発生しています。

(1)現状と課題

ここ数年、インターネットを利用した人権侵犯事件が後を絶ちません。当市においても、実在する地域に関連する差別的動画がインターネット上のサイトに投稿されるなどの事件が発生しており、その削除について法務局や当該サイトの運営会社等に書面を通じて働きかけています。

また、最近では、SNS、ブログ、プロフィールサイト^{*36}などを介して、18歳未満の児童が児童買春や児童ポルノなどの性犯罪に遭う事件が増えています。

個人、行政、企業等を問わず、インターネットの利用においては、他者の人権への配慮に心がけることや、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等についての啓発が必要です。また、学校教育においては、情報モラルについて理解を促し、インターネットの適切な利用に導くとともに、有害情報から子どもを守るための啓発・指導が課題となっています。

(2)今後の方向性及び取組

※機構改革等により担当部署が変更になる場合があります

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
インターネット上の人権問題についての啓発	インターネット上で生じている人権問題についての情報を提供し、正しい理解を促すことにより、一人ひとりが被害者にも加害者にもならないよう啓発を行います。	人権施策課
人権侵害に対する適切な対応の実施	インターネット上において、人権侵害のおそれがある書き込み等を発見した場合には、国や県などの関係機関と連携し、削除要請を行うなど適切に対応します。	
インターネット上の人権についての教育の充実	小・中学校等で、子どもたちがインターネット上で生じている人権問題への理解を深めることができるよう、教育の充実に努めます。	学校教育課
教職員・行政職員等の研修の充実	教職員や行政職員等が、人権意識の向上や、メディアリテラシーを高める教育を行えるよう研修の充実を図ります。	秘書広報課 学校教育課

9 その他の人権問題

私たちの周りには、未だに解決しない、あるいは、時代の流れや社会の変化とともに生じた、様々な人権課題が存在しています。

これら一つひとつの人権問題の解決のためには、基本的に何が人権問題なのかを柔軟に判断できる知識や感性を育てるとともに、お互いに一人ひとりの違いを認め合い、個人の尊厳を守るという原則を基調とした、みんなで支えていく共生社会の実現に向けて取り組むことが重要です。

(1)現状と課題

【HIV感染者、ハンセン病患者等の人権】

HIV感染症^{*37}やハンセン病^{*38}、新型コロナウイルス感染症等については、その病気に対する正しい知識がないために、患者や感染者、さらに家族や医療従事者等が差別されることがあります。

感染症については、適切な治療や予防とともに、患者、元患者、家族の人権も重要な課題として位置づけ、問題解決に向けた取組を進めなければなりません。

病気や感染症に対する正しい知識や情報の普及に努めるとともに、患者・元患者・家族などが安心して生活できる社会の実現に努めます。

【犯罪被害者やその家族の人権】

犯罪被害者とその家族は、犯罪行為による直接的な被害だけでなく、偏見やプライバシー侵害など、様々な人権侵害を受けています。市では、2019（平成 31）年に「五條市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等への支援に関わる基本理念を定めました。今後は、条例の趣旨等を広く市民に周知し、犯罪被害者の受けた被害の早期回復、軽減を図るとともに、犯罪被害者等を市民全体で支える地域社会の実現を目指します。

【拉致被害者等の人権】

北朝鮮当局が行った拉致行動は、個人の尊厳を著しく侵害する重大な問題です。国では、2002(平成 14)年に「北朝鮮当局によって拉致された被害者の支援に関する法律」が施行され、被害者の支援が進められています。また、2006(平成 18)年に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、拉致問題を「我が国の喫緊の国民的な課題」として捉え、国民が認識を深めることの重要性を示しています。

【刑を終えて出所した人の人権】

刑を終えて出所した人々に対する偏見や差別は想像以上に厳しく、社会復帰を困難にし、場合によっては再犯や偏見を誘発する原因にもなります。これらの人々が自立した生活が送れるよう、差別や偏見をなくすための取組を進めるとともに、市民の理解と協力を得ることが大切です。

奈良県は、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進することを目的として、一般財団法人かがやきホームを設立し、出所した人々の雇用を行っています。五條市もこの事業に参画しており、五條市森林組合などの協力を得て、研修や就労の場を提供しています。

また、2021（令和3）年に施行した「五條市更生支援の推進に関する条例」に基づき、引き続き、保護司会や更生保護女性会等と連携して、出所した人々の更生支援を推進するとともに、市民の理解を得るための啓発等に努めます。

【アイヌの人びとの人権】

アイヌの人びとは、固有の言語や伝統的な儀式や祭事等、独自の豊かな文化を持っていますが、アイヌの文化を担う人々の高齢化等により、保存・継承していくための基盤が失われつつあります。また、文化の違いに対する理解がないことから、就職や婚姻等において差別が依然として存在しています。この問題を解消するためには、アイヌの文化に対する認識を深め、偏見をなくすための啓発が必要です。

(2)今後の方向性及び取組

※機構改革等により担当部署が変更になる場合があります

項目	今後の方向性及び取組	担当部署
各種人権問題に関する啓発	一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる偏見・差別のない社会の実現に向けて、広報等を活用した啓発活動に取り組みます。	人権施策課 社会福祉課 保健福祉センター を含む関係各課
学習機会の充実	各種人権課題について理解し、正しい認識を持てるよう、研修会や学習機会の充実を図ります。	秘書広報課 人権施策課

第5章 人権施策の推進体制

- 1 推進体制
- 2 進捗管理

第5章 人権施策の推進体制

1 推進体制

(1) 全庁的な推進

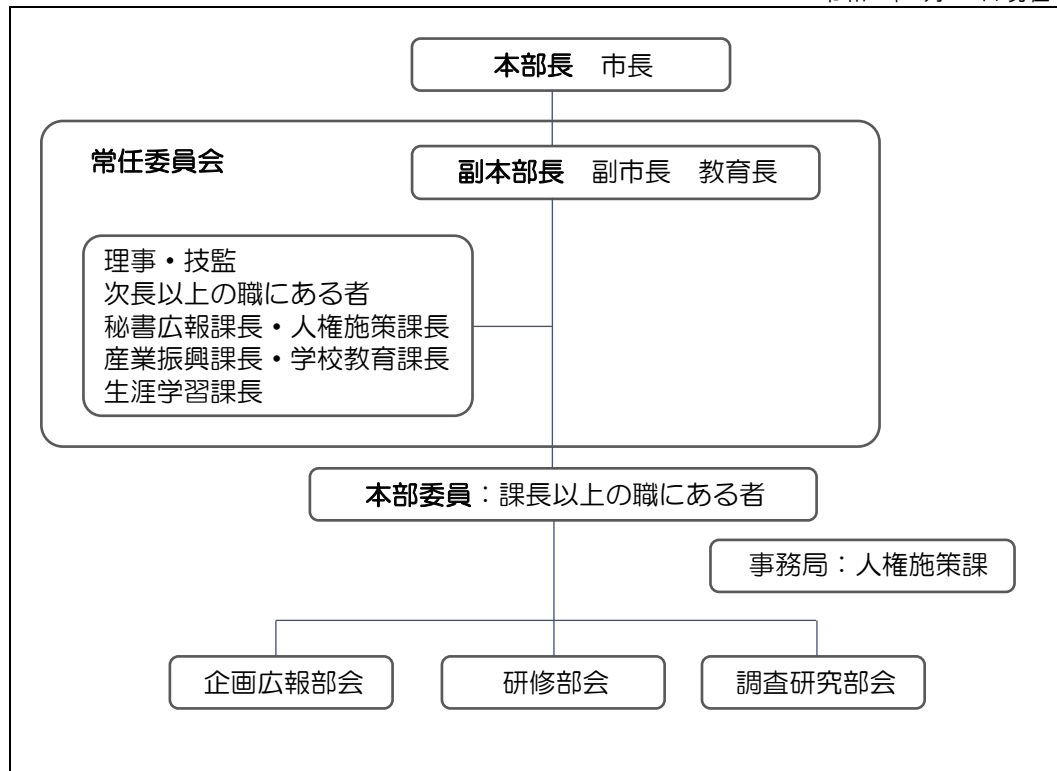
行政の全ての分野で、差別及び人権を侵害する行為の防止と、市民等の人権擁護と人権意識の高揚に努めることは市の責務であり、市が行う業務は全てが人権に関わりを持っていることから、職員一人ひとりが人権尊重の視点に立ち、人権に配慮した行政を全庁的に推進していくことが重要です。

本市では、全庁的な組織として「五條市人権啓発推進本部（以下「推進本部」という。）」を設置しています。推進本部では、あらゆる人権問題の早期解決を図るため、各部局が緊密な連携を図りながら、人権施策の総合的かつ効果的な推進に取り組んでいます。

また、推進本部に常任委員会を置き、人権に関する諸施策の協議、調整及び実施の推進など推進本部を補佐するとともに、(1)企画広報部会、(2)研修部会、(3)調査研究部会の3つの部会を置き、専門的な事項について研究・協議しています。

五條市人権啓発推進本部組織図

令和6年3月31日現在



※機構改革等により組織が変更になる場合があります

(2)国、県、市町村及び関係団体との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要です。行政や関係団体等、それぞれの立場で様々な取組がなされており、こうした関係機関・団体と密接な連携を図り、協力体制を強化することが必要です。

そのため、国・県・市町村等の行政機関及び関係機関等と、人権教育や啓発に必要な情報を共有しながら、それぞれの立場や役割に応じた施策の推進に努めます。

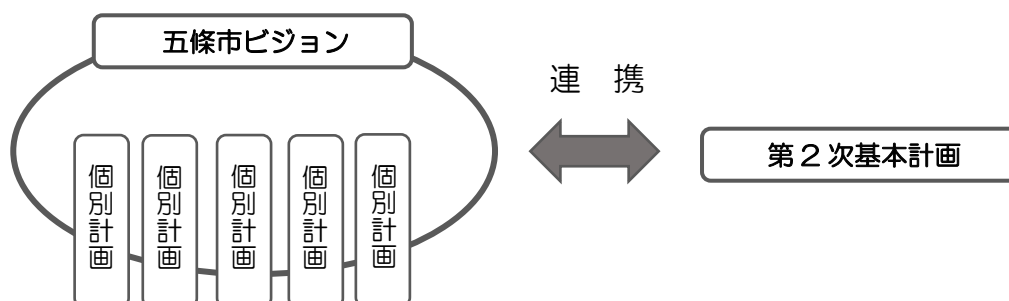
(3)市民・企業・ボランティア団体等との連携

人権教育・啓発を進めるためには、行政や関係団体からの働きかけだけでなく、市民一人ひとりが人権を自分ごとと捉え、取り組まなくては実効性を上げることができません。このため、市民を教育・啓発の対象として一面的に捉えるのではなく、市民が人権啓発や教育の主体であるとの側面を重視しなければなりません。

市民や企業、ボランティア団体などの自主的、主体的な活動が各方面で芽生え、発展し、定着していくよう、あらゆる機会を通じて情報の提供など必要な支援を行い、協働して人権が尊重されるまちづくりの推進に努めます。

(4)個別計画との連携

基本計画の実施にあたっては、各所管部局において分野ごとに策定された個別計画との連携をはかりながら、総合的・計画的に推進します。



2 進捗管理

本計画で掲げた取組については、定期的にそれぞれの主管課が進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直し等を行うことにより、本計画の円滑な進捗に努めます。

また、人権に関わる取組は、常にその時々々の社会情勢や、新たに発生する人権課題への対応が必要となります。関係機関等と情報共有を図り、各種人権施策の課題を把握するとともに、取組の効果を検証し、さらに五條市人権施策協議会の意見等を踏まえ、今後の人権施策や各種事業に反映していきます。

性の多様性を理解しましょう

BE YOURSELF プロジェクト



五條市では、性自認や性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、「BE YOURSELF」プロジェクトを推進しています。

【BE YOURSELF プロジェクトの取組】

- ・市内小・中学生を対象としたLGBT出前講座
- ・市内こども園・保育園の園児を対象とした出前教室「りんごなにいる」
- ・多様な性を理解し行動するための職員ハンドブックの作成
- ・多様性理解のためのリーフレット・缶バッジの作成、配布 など

第6章 資 料

- 1 用語の解説
- 2 五條市の取組経過
- 3 関係法令等

第6章 資料

1 用語の解説

1 世界人権宣言

全ての人々の基本的人権の確立が世界平和の基礎であるとの考えに基づいて、1948（昭和 23）年 12 月 10 日、国際連合の第 3 回総会で採択。この宣言は、前文と 30 条から成り、生命・身体の安全、法の下での平等などの基本的人権について、「全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準」を示している。

2 人権教育のための国連 10 年

国際連合は、1994（平成 6）年の第 49 回総会において、人権という普遍的文化を世界中に創造することを目指し、1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年の 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議。この「10 年」は、生活文化を形成する最も重要な要素として、普遍的な人権をとらえ、日々の暮らしを築いていくための国際的な取組。

3 SDG s

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2040 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

4 奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会

「啓発連協」と称される。奈良県内市町村における「啓発活動本部」の活動を効果的に運営するための組織として 1988（昭和 63）年に結成された。特にインターネットにおける差別事象に対する取組は全国的にも注目されている。

5 マイノリティ

少数・少数派。社会的少数者。

6 QOL

Quality of Life の略。「人生の質」、「生活の質」などと訳されることが多く、人が生きる上での満足度を表す指標の一つ。

7 ライフステージ

人間の一生における各段階。年齢によって幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分される。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等に分けられる。

8 社会教育

学校、家庭以外の広く社会で行われる教育。

9 地域包括ケア

「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方。

10 NPO

Non-Profit Organization の略で、通常「民間非営利組織（団体）」と訳される。

11 部落史研究

被差別部落の歴史を研究することで、奈良県では、近年の歴史研究の成果や県内の地域資料の発掘の成果に基づいて研究が深められ、その成果は 1991（平成 3）年度の「同和教育の手びき」第 34 集で「部落史の見直し」として報告されている。

12 えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業等に高額な図書を購入や不当な寄付を要求するなどの行為。

13 固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、個人の能力や資質とは関係なく性別を理由として固定的に役割を与え、その役割の遂行を期待する意識のこと。

14 ハラスメント

様々な場面での『嫌がらせ、いじめ』をいう。その種類は多様で、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。一例では、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等が、今日の社会問題となっている。

15 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりが生きがい、やりがい、充実感を持って働くとともに、家庭や生活面においても、子育てや介護といったことと仕事を両立させながら人生の各段階に応じてその人らしい生き方が選択・実現できること。

16 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口開発会議で採択された行動計画（通称：カイロ行動計画）において定義された概念。

【リプロダクティブ・ヘルス】

性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。

【リプロダクティブ・ライツ】

自分の身体に関することを自分自身で選択し、決められる権利。

17 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。病気や障がいのある家族等の介護・面倒に忙殺されて、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築できなかつたりするなどの問題を抱える。

18 メディアリテラシー

メディア（新聞・テレビ・ラジオ・インターネット等）が提供する様々な情報から、何が真実か読み取ったり、情報を効果的に活用したり、発信したりできる能力。

19 成年年齢引下げ

2022（令和4）年から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。18歳・19歳の「未成年者取消権」が適用されなくなり、消費者トラブルや、アダルトビデオ出演強要などの被害が増える恐れがある。

20 スクールカウンセラー

いじめや不登校等による不安や悩み、あるいは問題行動等の未然防止及び解決のため、児童生徒や保護者、教職員に対する心理的援助活動を行うことを目的に、学校へ派遣される専門的な知識・経験を有する者。

21 ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、全て人間として当たり前（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会を目指すという考え方。

22 バリアフリー

多様な人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）をなくすこと。

23 ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いに関わらず、できるだけ多くの人が利用できることをめざした建築（設備）・製品・情報などの設計、またそれを実現するためのプロセス（過程）。

24 成年後見制度

認知症や精神上的の障害等により判断能力が不十分なために、不動産売買の契約の締結等、法律行為を行うことが困難な人に対し、代理人を選任し保護する制度。

25 合理的配慮

障がいのある人が、障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障壁や困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。我が国においては、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法において、事業者に対して合理的配慮の提供義務が課された。

26 高齢化率

人口に対する 65 歳以上の高齢者の割合。高齢化率 7% を超えた社会を「高齢化社会」、14% を超えた社会を「高齢社会」、21% を超えた社会を「超高齢社会」という。

27 孤独死

主に一人暮らしの人が、誰にも看取られることなく住居内で亡くなること。特に、65 歳以上の高齢者の孤独死が近年倍増している。

28 地域包括支援センター

公正中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談・支援、②権利擁護、③介護予防マネジメントを行う中核機関。

29 ヘイトスピーチ

特定の対象（人物や集団）を蔑んだり、他者に対してその対象への憎悪感情をあおったりする表現。多くの場合差別的な意識の表れとして生じる。差別的憎悪表現とも呼ぶ。

30 性的指向

愛情、恋愛感情、性的欲望の対象。

31 性自認

自分の性に対する認識。心の性。

32 LGBTQ

L…Lesbian（レズビアン）性自認が女性であり、かつ、性的指向が女性に向いているセクシュアリティ。

G…Gay（ゲイ）性自認が男性であり、かつ性的指向が男性に向いているセクシュアリティ。

B…Bisexual（バイセクシュアル）性的指向が男性・女性の両方に向いているセクシュアリティ。

T…Transgender（トランスジェンダー）生物学的性と性自認が一致しておらず、それに違和感を持っているセクシュアリティ。

Q…Questioning（クエスチョニング）性自認と性的指向がはっきりしない、決められない、あるいは悩んでいるセクシュアリティ。

33 セクシュアリティ

身体的性、性自認、性的指向、性表現を含めた人間の性の在り方。

34 アライ

Ally。英語で、同盟や支援者・味方を意味する。LGBT 当事者ではないが、性的マイノリティを理解し支援するという考え方を持っている人や、活動を支援している人を指す。

35 SNS

Social Networking System の略。登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。

X（旧 Twitter）、Instagram、Facebook など。

36 プロフィールサイト

インターネット上で自己紹介ページを作成できるサービスの総称。または、人物などのプロフィールを公開しているウェブサイトのこと。日本で独自にみられるインターネット文化とされる。

37 HIV 感染症

HIV（ヒト免疫不全ウイルス、Human Immunodeficiency Virus）に感染した人。HIV は、免疫の仕組みである CD 陽性細胞という白血球に感染し、治療をしなければ CD 陽性細胞が次々と破壊され数が減るため徐々に免疫力が下がり、エイズ（後天性免疫不全症候群）を発症する。

38 ハンセン病

1873 年、ノルウェーの医師ハンセンが発見した「らい菌」によっておこる感染症で、遺伝病ではない。

2 五條市の取組経過

- 1958（昭和33）年 「同和問題閣僚懇談会」設置
「五條市同和対策協議会」設置
- 1960（昭和35）年 「同和対策審議会設置法」制定
- 1961（昭和36）年 「同和対策審議会」設置
- 1964（昭和39）年 「五條市共同浴場」設置（五條4丁目地内）
「五條市火葬場」設置（五條4丁目地内）
- 1965（昭和40）年 「同和対策審議会」答申
- 1966（昭和41）年 県下で「新生活実践運動」始まる
- 1969（昭和44）年 隣保館「五條市立五條文化会館」設置（五條4丁目地内）
「同和対策事業特別措置法」公布（10年間の時限立法）
- 1971（昭和46）年 第1回「差別をなくす市民集会」開催
「五條市同和教育研究会」発足
- 1973（昭和48）年 「五條市同和教育推進協議会」発足
- 1974（昭和49）年 「五條市総合計画」第1次策定
- 1978（昭和53）年 「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行
（57年3月末日までの3年間延長）
- 1980（昭和55）年 「五條東児童館」・「五條東老人憩の家」設置
「牧住民センター」設置
「五條市住宅新築資金等貸付条例」施行
- 1981（昭和56）年 「第2次五條市総合計画見直し計画」策定
「五條市小集落地区改良事務所」設置（五條文化会館内）
「五條今井小集落地区改良事業地元推進委員会」設置
「地域改善対策特別措置法強化改正五條市実行委員会」結成
「職業相談委員」配置
- 1982（昭和57）年 「五條市民憲章」制定（市の木・市の花を制定）
「五條市小集落地区改良事務所」設置（小集落事業に着手）
「地域改善対策特別措置法」施行（5年間の時限立法）
「五條市老人憩の家」設置
- 1983（昭和58）年 「小集落改良事業」はじまる
「上牧第2駐車場」設置（牧町地内）
- 1984（昭和59）年 「五條地区改良住宅」建設
「同和問題住民意識調査」実施
「牧住民センター識字学級」発足
「第1回野原東住民センター文化祭」開催
- 1986（昭和61）年 「五條市企業同和教育推進協議会」発足
「核兵器廃絶平和都市宣言」制定
- 1987（昭和62）年 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行
（「地対財特法」5年間の時限立法）
「五條市史」発刊
- 1988（昭和63）年 「第3次五條市総合計画」策定
- 1990（平成2）年 「五條市同和問題啓発活動推進本部」及び「専門部会」設置
（企画広報部会・調査研究部会・研修部会）
- 1992（平成4）年 「第3次五條市総合計画見直し計画」策定
「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行（5年間の時限立法）
- 1993（平成5）年 「五條今井小集落地区改良事業集会所」建設（五條4丁目地内）
名称をやすらぎ会館とする。
「五條市老人保健福祉計画」5カ年計画（第1期1993年度～1998年度）
（高齢者保健福祉推進10カ年戦略）

- 1994（平成 6）年 「人権教育のための国連 10 年」国連決議（1995 年～2005 年）
「五條市みどり園」完成稼働
- 1996（平成 8）年 「五條市基本構想」策定（五條市新総合計画 1996 年度～2005 年度）
「住宅新築資金等貸付事業」が年度末をもって廃止
「五條市障害者福祉計画」策定
- 1997（平成 9）年 「地対財特法の一部を改正する法律」施行（最終延長の 5 年間）
「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」制定
「小集落地区改良事業」が年度末をもって完了
「五條市安全で住みよい市づくりに関する条例」施行
- 1998（平成 10）年 「五條市人権擁護に関する条例」施行
「五條児童館」オープン
- 1999（平成 11）年 「同和問題をはじめとする人権問題に関する意識調査」実施
「五條市人権啓発推進本部特別委員会」設置
「男女共同参画社会基本法」施行
「五條市老人保健福祉計画」（第 2 期 1999 年度～2003 年度）
「奈良県人権啓発活動ネットワーク協議会」発足
- 2000（平成 12）年 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
「五條市介護保険福祉計画」策定
「男女共同参画社会基本計画」閣議決定
「五條市情報公開条例」施行
保健福祉センター「カルム五條」オープン
「米田富翁記念碑」建立
- 2001（平成 13）年 「人権教育のための国連 10 年五條市行動計画」制定
「男女共同参画社会実現に向けてのアンケート調査」実施
（市内在住の 20 歳以上男女 2,000 人対象）
「人権啓発活動五條地域ネットワーク協議会」発足
- 2002（平成 14）年 同和对策事業に関する「特別措置法」失効
「五條市男女共同参画行動計画策定委員会」設置
「五條市児童虐待防止ネットワーク」設立
「五條市同和教育推進協議会」から「五條市人権教育推進協議会」へ変更
- 2003（平成 15）年 「五條市ふれあい交流センター」オープン
「同和对策課」から「人権施策課」へ課名変更
「五條市同和对策協議会」から「五條市人権施策協議会」へ変更
「五條市男女共同参画プラン」策定
「五條東地区体育館」オープン
「第 3 期五條市老人保健福祉計画」及び「第 2 期五條市介護保険事業計画」策定
（2003 年度～2005 年度）
「五條市企業同和教育推進協議会」から「五條市企業人権教育推進協議会」へ変更
- 2004（平成 16）年 「第 1 回五條市男女共同参画市民集会」開催
「安全やまとまちづくり県民会議」設立（11 月）
- 2005（平成 17）年 「五條市・西吉野村・大塔村」合併
「なら人権相談ネットワーク」設立（五條市も参画）
「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合」発足
「障害者総合支援法」制定
「奈良県障害者長期計画 2005」策定
- 2006（平成 18）年 「五條市高齢者虐待防止介入支援ネットワーク」設立
「第 4 期五條市老人保健福祉計画」及び「第 3 期五條市介護保険事業計画」策定
（2006 年度～2008 年度）
- 2007（平成 19）年 「五條市人権に関する市民意識調査」実施
「五條市斎場」（ハートピアさくら）完成（五條 4 丁目地内）
「五條市障害者基本計画・障害者福祉計画（1 期）」策定

2008（平成 20）年	「五條市人権総合センター」設置（1月） （五條文化会館・五條東児童館・五條東老人憩の家3施設の統合） 「第5次五條市総合計画」策定
2009（平成 21）年	「五條市人権施策に関する基本計画」策定 「五條市児童虐待及び配偶者等暴力防止ネットワーク」設置
2013（平成 25）年	「五條市教育振興基本計画」策定（2013年度～2017年度） 「五條市子ども・子育て会議」設置
2015（平成 27）年	「五條市まち・ひと・しごと総合戦略」策定 「五條市教育振興基本計画見直し計画」策定（2016年度～2020年度） 「五條市新し尿処理施設（クリーン・オアシス）」完成 「五條市生涯学習推進計画」策定（2015年度～2019年度） 「五條市子ども・子育て支援事業計画」策定（2015年度～2019年度）
2017（平成 29）年	「五條市男女共同参画推進条例」施行 「五條市いじめ問題対策連絡協議会」設置
2018（平成 30）年	「五條市立地適正化計画」策定 「五條市学校適正化基本計画」策定 「第5期五條市障害者福祉計画及び第1期障害児福祉計画」策定 （2018年度～2020年度）
2019（平成 31）年	「五條市犯罪被害者等支援条例」施行 奈良県五條警察署及び公益社団法人なら犯罪被害者支援センターと、それぞれ 「犯罪被害者等支援条例の連携協力に関する協定」締結 「五條市手話言語条例」施行 「第2次五條市男女共同参画計画」策定 「ごみ中継施設（エコ・リレーセンターごじょう）」完成
2020（令和 2）年	「五條市人権が尊重されるまちづくり条例」施行 「あんしん福祉ビジョン（五條市地域福祉計画・五條市地域福祉活動計画）」策定 （2020年度～2024年度） 「五條市ビジョン」策定 「養護老人ホーム花咲寮」新築移転 「五條市大塔ライフハウス」設置 奈良県が更生支援団体（一財）「かがやきホーム」設置、五條市は事業実施拠点地 として参画 新型コロナウイルス感染症患者等に対する差別や偏見の解消を目的とした「シトラ スリボンプロジェクト in ごじょう」始動
2021（令和 3）年	「第2期五條市子ども・子育て支援事業計画」策定 「第2期五條市生涯学習推進計画」策定（2021年度～2031年度） 「五條市老人保健福祉計画及び第8期五條市介護保険事業計画」策定 （2021年度～2023年度） 「第6期五條市障害者福祉計画及び第2期障害児福祉計画」策定 （2021年度～2023年度） 「五條市更生支援の推進に関する条例」施行 性的マイノリティに対する差別や偏見の解消と、支援者の増加を目的と した「Be Yourself プロジェクト」始動
2023（令和 5）年	「五條市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」施行
2024（令和 6）年	第2次五條市人権施策に関する基本計画策定（2024年度～2034年度） 「五條市老人保健福祉計画及び第9期五條市介護保険事業計画」策定 （2024年度～2026年度） 「第7期五條市障害者福祉計画及び第3期障害児福祉計画」策定 （2024年度～2026年度）

3 関係法令等

世界人権宣言（抄）

世界人権宣言は、前文と 30 条からなり、自由権（1～20 条）、参政権（21 条）、社会権（22～27 条）が規定されています。

【前文】

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

【自由権】

第 1 条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

【参政権】

第 21 条 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

【社会権】

第 22 条 すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 29 条 すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認および尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

日本国憲法（基本的人権に関する条文より抜粋）

日本国憲法で規定されている基本的人権は、自由権、平等権、社会権、参政権、請願権の5つに分類することができます。第3章「国民の権利及び義務」において第10条から第40条まで、憲法の約3分の1を権利・義務について規定しており、「人権の21世紀」にふさわしい憲法として国際的に高く評価されています。

【基本的人権】

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保証する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与へられる。

【個人の尊重と公共の福祉】

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【法の下での平等】

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

【生存権】

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【総論】

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

【人権に伴う義務と責任】

日本国憲法第12条には、基本的人権について「国民が不断の努力によつて保持しなければならない」ことがうたわれています。さらに、日本国憲法が国民に保証する自由及び権利について、「国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の利益のためにこれを利用する責任を負ふ」とされています。人権を行使するにあたっては、人権本来の目的から外れるような利己的な行使（濫用）は許されません。

憲法には、憲法12条以外にも国民の義務が規定されています。

《憲法の三大義務》

●教育の義務（第26条第2項）

第26号第1項が定める「教育を受ける権利」を確実に保証するための規定です。すべて国民は、保護する子どもに対して「教育を受けさせる義務」を負うとされています。

●勤労の義務（第27条第1項）

すべて国民は、勤労する権利を有し、義務を負うとされています。

この趣旨は、国民に労働することそのものを強制するものではなく、国は労働意欲を持たない者のために、その生存を確保する施策を講じる必要がないとの指針を示すものと解されています。

●納税の義務（第30条）

国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負っています。この義務の具体的な内容については、「所得税法」などに定められています。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

(平成 12 年 12 月 6 日 法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）（障害者差別解消法）

（平成25年 法律第65号）

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

この法律では、「不当な差別的扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

● 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村等の役所や、会社やお店等の事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

● 「合理的配慮の提供」とは？

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村等の役所や、会社やお店等の事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ対策法)

(平成28年 法律第68号)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

【ヘイトスピーチと表現の自由】

表現の自由は、日本国憲法で保障される「基本的人権」のうち「精神的自由権」にあたる国民の権利で、数ある人権の中でも特に重要な権利です。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

一方、憲法第 12 条には、自由権の制限についても明記されています。

第 12 条 この憲法が国民に保証する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを使用する責任を負ふ。

最高裁判所は、判例の中で「憲法第 21 条 1 項も、表現の自由を絶対無制限に保証したのではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものである」との見解を示しています。

ヘイトスピーチとは、「人種、宗教、ジェンダーなどの属性に基づきながらある集団や個人等を標的として、それらの集団や個人を排斥・差別する攻撃的な言説や表現」のことをいいます。ヘイトスピーチも表現行為のひとつであるため、表現の自由の重要性に配慮したうえで、過度な制約が行われないようにすべきとの意見もあります。

一方、国際社会では、ヘイトスピーチに自由はないという考え方が定着しています。その手掛かりと言われるのは、「世界人権宣言」と、国際人権規約のうち「自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）」です。これらはともに 19 条で表現の自由を保障していますが、その一方で「権利及び自由の破壊を目的とする活動」に自由は認めないことも明記しています。

「ヘイトスピーチに対処することは、言論の自由を制限または禁止することを意味するものではありません。それは、ヘイトスピーチがより危険なもの、特に国際法が禁じる差別、敵意、暴力の扇動へとエスカレートしないようにするということを意味します。」

アントニオ・グテーレス国連事務総長（2019 年 5 月）

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年 法律第109号)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

(令和5年 法律第68号)

(目的)

第1条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第3条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第4条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第10条第3項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第7条 政府は、毎年1回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第8条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね3年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第9条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第10条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第11条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第12条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第2条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例

(平成 27 年 3 月 25 日 奈良県条例第 70 号)

基本的な人権が尊重される差別のない自由で平等な社会の実現は、人類全ての悲願であり、障害の有無にかかわらず、全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。また、障害のある人もない人も、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられる社会の実現は、全ての人間の共通の願いである。

しかしながら、今なお、障害のある人に対する障害を理由とする不利益な取扱いが存在している。また、障害のある人の社会参加や自立を制限する物理的な障壁、誤解や偏見といった意識上の障壁等様々な社会的障壁も存在している。

このような状況を踏まえ、我々は、障害及び障害のある人に関することを身近な課題と捉え、障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び生きるという意識を育み、障害を理由とする差別的言動その他の権利利益を侵害する行為をなくすとともに、全ての県民の障害への理解を深めるための取組が必要である。

ここに、我々は、障害のある人もない人も、ともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりを目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、障害を理由とする差別の解消、障害のある人の権利擁護及び県民の理解(以下「障害を理由とする差別の解消等」という。)の促進に関する基本的な事項を定め、県の責務、県と市町村との連携並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を推進することにより、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第 3 条 全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての障害のある人は、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々とともに暮らすことを妨げられないこと。
- (4) 全ての障害のある人は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (5) 障害のある人とない人が、ともに交流し、及び学び合い理解を深める必要があること。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条の基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(県と市町村との連携)

第 5 条 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消等に関する施策を実施する場合にあっては、当該市町村と連携し、及び協力するとともに、当該市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民及び事業者の役割)

第6条 県民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消等の推進に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

(不利益な取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)を提供する場合において、障害のある人に対して、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、同条第16項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、その意に反して同条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。
- (3) 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (4) 医療を提供する場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。
 - ア 障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
 - イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。
- (5) 教育を行う場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。
 - ア 障害のある人の年齢及び能力かつ特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要と認められる適切な指導又は支援を講じないこと。
 - イ 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)への意見聴取及び必要な説明、情報提供を行わないで、又はこれらの者の意見を十分に尊重せずに、障害のある人が就学すべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。))又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)をいう。)を決定すること。
- (6) 雇用等において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。
 - ア 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対して、従事させようとする業務を障害のある人が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
 - イ 障害のある人を雇用する場合において、障害のある人に対して、障害のある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、昇進、降格、配置転換、教育訓練、研修若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。
- (7) 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設又は公共交通機関を障害のある人の利用に供する場合において、障害のある人に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (8) 障害のある人に情報を提供し、又は障害のある人から情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。
 - ア 障害のある人から情報の提供を求められた場合において、障害のある人に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由が

ある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 障害のある人が意思を表示する場合において、障害のある人に対して、障害のある人が選択した意思表示の方法によっては障害のある人の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(9) 障害のある人に、商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、障害のある人に対して、障害を理由として不利益な取扱いをすること。

(平 28 条例 71・一部改正)

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第 9 条 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が本人に代わって行ったもの及びこれらの者が本人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第 3 章 障害を理由とする差別を解消するための施策

(相談及び支援)

第 10 条 何人も、県に対し、第八条各号に掲げる行為及び前条の規定による配慮をしないこと(以下「不利益な取扱い等」という。)に関する相談をすることができる。

2 県は、前項に規定する相談があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談に応じ、相談者に必要な助言、情報の提供等を行うこと。
- (2) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(相談員の配置)

第 11 条 知事は、前条第 2 項各号に掲げる業務を行わせるため、適正かつ確実にを行うことができる者を相談員として委嘱することができる。

2 相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後においても、同様とする。

(必要な措置の求め)

第 12 条 障害のある人は、第 10 条第 1 項の相談を経ても不利益な取扱い等に関する事案(以下「対象事案」という。)が解決しないときは、知事に対し、その解決のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 前項の規定は、対象事案に係る障害のある人の保護者、後見人その他の関係者について準用する。ただし、当該求めをすることが明らかに障害のある人の意に反すると認められるときは、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第 13 条 知事は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による求めがあった場合において、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんを行うことが適当でないときを除き、奈良県障害者相談等調整委員会に助言又はあっせんを行わせるものとする。

2 奈良県障害者相談等調整委員会は、前項の規定による助言又はあっせんのため必要があると認めるときは、対象事案の当事者(以下「関係当事者」という。)に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることその他必要な調査を行うことができる。

3 奈良県障害者相談等調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

4 奈良県障害者相談等調整委員会は、助言を行ったとき又はあっせんが終了し、若しくは打ち切られたときは、その結果を知事に報告しなければならない。この場合において、関係当事者があっせんに従わなかったときは、その旨その他規則で定める事項を併せて報告しなければならない。

(勧告等)

第 14 条 知事は、前条第 4 項による報告を受けた場合において次の各号のいずれかに該当するため調査をすることを要すると認めるときは、関係当事者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

- (1) 正当な理由なく、前条第 2 項の規定による調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (2) 前条第 2 項の規定による調査に対して虚偽の資料の提出又は説明を行ったとき。

- (3) 前条第4項の規定によるあっせんを受け入れた不利益な取扱い等をしたと認められる関係当事者が、正当な理由なく、当該あっせんに基づいた措置を履行しないとき。
- 2 前項の説明又は資料の提出により、関係当事者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、関係当事者に対し、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

(公表)

- 第15条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた関係当事者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 奈良県障害者相談等調整委員会

- 第16条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、障害のある人の権利擁護等のための施策に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議させるため、奈良県障害者相談等調整委員会(以下この条において「調整委員会」という。)を置く。
- 2 調整委員会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 障害のある人及び障害のある人の福祉に関する事業に従事する者
 - (3) 事業者を代表する者
 - (4) その他知事が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 障害及び障害のある人に関する理解の促進

- 第16条 県は、障害を理由とする差別をなくすことの重要性について、県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害のある人に関する知識等の普及啓発その他必要な事業を行うものとする。

第6章 雑則

(その他)

- 第18条 この条例で定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第7章 罰則

- 第19条 第11条第2項又は第16条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第2章、第3章及び第7章の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第11条第1項の規定による相談員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

附 則(平成28年条例第71号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

(平成 31 年 3 月 22 日 奈良県条例第 40 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、及び施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、全ての人を包摂し、及び人に優しい社会の実現を基本理念として、行わなければならない。

(県の責務)

第 3 条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村と連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(基本計画)

第 4 条 知事は、部落差別の解消に関する施策を推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 前項に基づく基本計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 部落差別の解消に関する施策についての基本的な方針

(2) 部落差別の解消に関し、県が計画的に講ずべき施策

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県人権施策協議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査の実施)

第 5 条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前条の基本計画策定のため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないよう留意しなければならない。

(相談体制の充実)

第 6 条 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第 7 条 県は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 8 条 県は、国及び市町村と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

五條市人権擁護に関する条例

(平成 10 年 3 月 18 日 条例第 1 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない五條市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき、必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 4 条 市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【人権擁護委員ってなに？】

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域のなかで人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、全国の自治体に配置されて積極的な人権擁護活動を行っています。

法務大臣が人権擁護委員を委嘱するにあたっては、まず市町村長が議会の意見を聞いたうえで法務局に推薦することになっています。

人権擁護委員の定数は「人権擁護委員定数規程」に定められ、五條市では現在 8 名が委員として活躍しています。

五條市男女共同参画推進条例

(平成 29 年 3 月 28 日 条例第 9 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 8 条)
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 9 条～第 14 条)
- 第 3 章 五條市男女共同参画審議会(第 15 条)
- 第 4 章 雑則(第 16 条)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の尊厳を傷つけ、就業等における環境を害して不快な思いをさせ、又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は配偶者であった者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言う。
- (5) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内の学校で学ぶ者及び市内においてその他様々な活動を行うものをいう。
- (6) 事業者 市内において、事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、差別的扱いを受けることなく、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され、平等・対等な立場が保障されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、性別にかかわらず互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的な視野をもって行うこと。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進において教育の果たす役割を深く認識し、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、性別に起因する差別的扱い並びに性的指向及び性自認による差別を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因するあらゆる暴力行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、五條市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市は基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる施策の策定及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画施策を効果的に実施するため、調査研究を行うものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第12条 市は、家族を構成する男女が互いの協力の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うものとする。

(苦情及び相談への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的扱い等に関する苦情又は相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講じるものとする。

(広報活動及び啓発)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な広報活動を行い、その啓発に努めるものとする。

第3章 五條市男女共同参画審議会

(五條市男女共同参画審議会)

第15条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、五條市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、基本計画の策定及び変更に関する事項のほか、男女共同参画施策の推進に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【固定的役割分担意識とは】

男性、女性の生き方を固定的にとらえようとする意識、例えば「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というように、個人の能力や資質とは関係なく性別を理由にして役割を固定的に分けようしたり、向き・不向きを決めつけようとしたりする考え方を「固定的役割分担意識」といいます。

この「固定的役割分担意識」のほか、社会通念や慣習により形成された「社会的性別（「男性像」や「女性像」）の偏見は、私たちの行動や社会の制度、慣行の中に根強くあり、個人の能力を発揮する場や機会が制限される要因になっていることがあります。

こうしたことは女性の主体的な生き方を妨げるだけでなく、男性の生き方も束縛します。たとえば、「育児は母親がすべき」「女性が家事をするのは当たり前」「結婚したら男性の収入で家計を支えるべき」「自治会やPTAなどの会長は男性の方がふさわしい」などといった決めつけや思い込みは、性別にかかわらず限りなく存在します。こうした周囲からの期待（決めつけ）や自分自身の思い込みに束縛され、本来自分がこうありたいと思う生き方や、自分の能力を生かした生き方が選択できなくなって、生きづらさやストレスの原因となり、DVや虐待、自殺などにつながってしまうこともあるのです。

そもそも、性の多様性への認知が広がる中、様々な役割を男女で二分しようとする自体が不適切であると言えます。ジェンダーを問われることなく誰もが自分らしく生きられる社会の実現が求められます。

五條市犯罪被害者等支援条例

(平成 30 年 12 月 19 日 条例第 32 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っているものをいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、奈良県その他の関係機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられること。
- (3) 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立って適切かつきめ細やかで途切れることなく提供されること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第 5 条 市民等は、第 3 条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第 6 条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第 7 条 市は、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

- (1) 遺族見舞金 30 万円
- (2) 傷害見舞金 10 万円

2 前項の規定による見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(居住の安定)

第 8 条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第 9 条 市は、犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

(民間支援団体への支援)

第 10 条 市は、民間支援団体が、犯罪被害者等への支援を円滑に実施することができるよう必要な支援を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

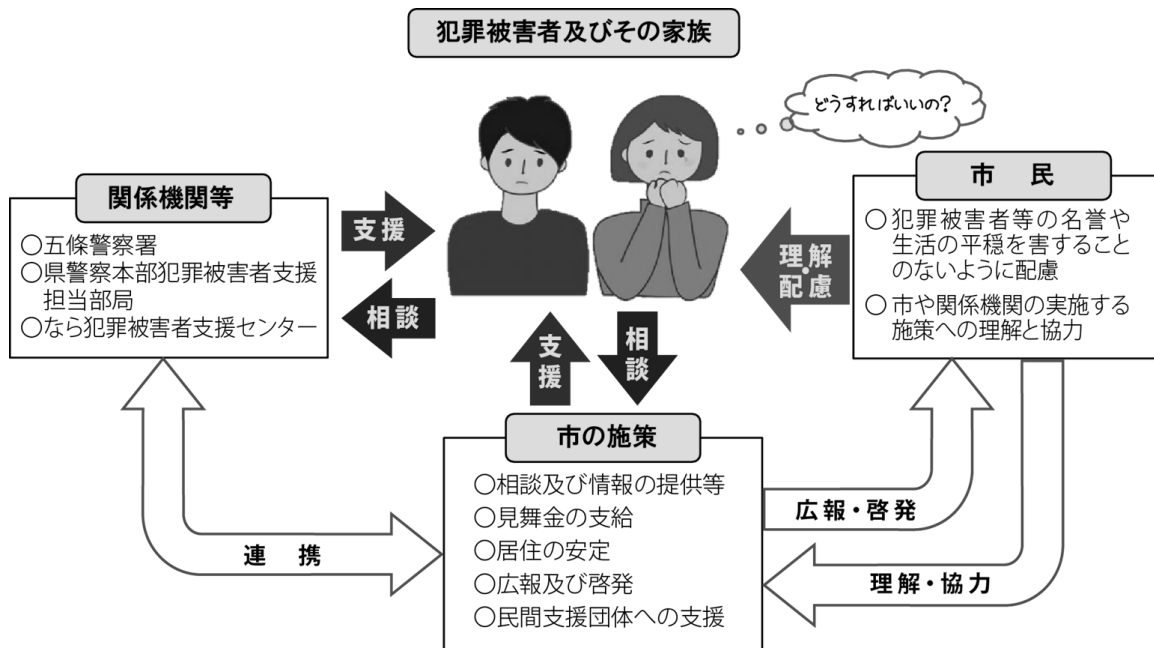
(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用)

2 第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

五條市の犯罪被害者等の支援の体制



『二次的被害』を知っていますか？

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者やその家族等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害を『二次的被害』といいます。

五條市手話言語条例

(平成 30 年 12 月 19 日 条例第 31 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市民の手話への理解を促進し、地域において手話を使用しやすい環境を構築することで、市民が自立した生活を営み、社会参加をし、及び安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「ろう者」とは、聴覚に障害があり手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第 3 条 手話への理解の促進及び普及は、手話は言語であるとの認識の下、ろう者の意思疎通を円滑に行う権利を尊重することを基本として行われるものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民の手話への理解の促進及び手話の普及を図り、日常生活及び社会生活において手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、第 3 条の基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及び働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第 7 条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による情報を取得しやすい環境及び手話を使いやすい環境の整備を図るための施策
- (3) 手話通訳者の派遣その他ろう者の社会参加の機会拡大を図るための施策
- (4) 手話による意思疎通支援のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に掲げる施策と市が別に定める障害者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(財政上の措置)

第 8 条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

五條市人権が尊重されるまちづくり条例

(令和2年6月19日 条例第34号)

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとするあらゆる差別の解消を目的とした法令に基づき、市並びに市民、企業及び団体(以下「市民等」という。)の責務を明らかにすることにより、人権意識の高揚を図り、もって市民等の参加による真に人権が尊重される五條市の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 あらゆる差別を解消する施策は、部落差別をはじめ、障害者や外国人などに対する差別の存在及び情報化の進展に伴う状況の変化を踏まえ、市民等が差別の存在を捉え差別を許されないものと認識し、その解消の必要性について理解を深めることを旨として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、関係法令に基づき、また、「人権を尊び、互いに助け合い、夢とやすらぎのあるまちをつくりましょう。」と定めた五條市民憲章の理念にのっとり、あらゆる差別の解消を推進するため、国、県その他関係機関及び関係団体との連携を図り、行政のすべての分野で、差別及び人権を侵害する行為の防止と市民等の人権擁護と人権意識の高揚に努めなければならない。

2 行政に携わる者は、前条の基本理念にのっとり、人権を大切にし、誰もが尊重されるまちづくりの実現に向けての指導的役割を担っていることを認識し、あらゆる差別の解消の必要性について理解を深め、実情に応じた指導及び助言ができるように努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別を解消することの必要性を理解し、施策に協力するとともに自らも人権意識の高揚を図り、差別及び差別の許容、拡散、扇動その他差別を助長する行為をすることのないよう努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別を解消するために必要な教育及び啓発活動の充実を努め、人権や差別の正しい理解と認識、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

2 市は、人権についての理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、奈良県市町村・人権同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が提唱・設定した毎月11日の「人権を確かめあう日」の意義を踏まえ、積極的に啓発活動を行うものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、国、県その他関係機関又は市民等と連携を図りつつ、あらゆる差別の解消を効果的に進める施策を講じるものとする。

2 市は、必要な人権教育、人権啓発、人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進する体制の充実を努めなければならない。

3 市は、前項の施策を推進するため、市内外におけるあらゆる差別の現状及び差別の解消のための施策に関する情報を収集し、市民等に提供するとともに、必要に応じた調査等を行うものとする。

(相談体制の充実)

第7条 市は、国、県その他関係機関及び関係団体と連携し、相談情報の提供、相談機会の設定など実情に応じた相談体制の充実を図るよう努めなければならない。

(審議会)

第8条 市は、あらゆる差別の解消と人権意識の高揚を図るための必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を、五條市人権施策協議会において審議するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

五條市更生支援の推進に関する条例

(令和3年6月30日 条例第17号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、罪に問われた者等が必要とする更生支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに関係団体等及び市民等の役割を明らかにするとともに、更生支援に関する基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進及び共生のまちづくりの推進を図り、もって更生を志す者を含む全ての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罪に問われた者等 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する犯罪をした者等、被疑者、被告人等をいう。
- (2) 更生支援 罪に問われた者等が円滑に社会復帰することができるようにするための措置又は活動をいう。
- (3) 関係機関等 国、奈良県その他の関係機関及び関係団体等(更生支援等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。以下同じ。)をいう。
- (4) 市民等 市民及び市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 更生支援の推進は、罪に問われた者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰することが困難な状況にあることを踏まえ、罪に問われた者等が個々に抱える事情に応じ、必要な支援等を総合的に行うことにより、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく、市民等の理解及び協力を得て、地域社会をともに構成する一員となることができるよう行わなければならない。

2 更生支援の推進は、市、関係機関等及び市民等がこの条例の目的について十分な理解を深め、それぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の緊密な連携の下、罪に問われた者等が地域で安定した生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を総合的に、かつ、途切れることなく受けることができるよう行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民等の理解を得つつ、関係機関等と連携し、罪に問われた者等が個々に抱える事情に応じて必要な支援等に関する施策を総合的に実施するものとする。

(関係団体等の役割)

第5条 関係団体等は、基本理念にのっとり、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進するため、それぞれ適切な役割分担を踏まえて行う活動により、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、更生支援の重要性について理解を深めるとともに、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等との間の緊密な連携協力の確保等)

第7条 市は、更生支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等の緊密な連携協力の確保、施策の効果の検証等を図るため、関係機関等が情報又は意見を交換する機会を設けるものとする。

2 市は、更生支援に関する施策の実施に当たっては、関係機関等に対して、必要な情報を適切に提供するものとする。

3 関係機関等は、前項の規定により提供を受けた罪に問われた者等の個人情報その他の罪に問われた者等の個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

第2章 基本的施策

(特性に応じた支援等)

第8条 市は、罪に問われた者等に対する支援等を行うときは、罪に問われた者等の意思が尊重されるべきであることを認識し、支援等の内容に応じ、個々の特性を十分に踏まえて行うものとする。

(就労の支援)

第9条 市は、罪に問われた者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、罪に問われた者等の就労の場の確保その他の就労及びその継続等のために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保の支援)

第10条 市は、罪に問われた者等のうち、健全な社会生活を営むために必要となる適切な住居を確保することができないことによりその更生が妨げられるおそれのあるものの自立を支援するため、罪に問われた者等が地域において生活を営むための住居の確保の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供による支援)

第11条 市は、罪に問われた者等のうち、高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するものについて、関係機関等との適切な連携及び役割分担を踏まえ、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとする。

(市民等の理解の促進)

第12条 市は、更生支援の重要性について、市民等の理解を深め、その施策について協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第13条 市は、保護司会、更生保護女性会、協力雇用主(法第14条に規定する協力雇用主をいう。)その他の民間の団体又は個人の更生支援に関する活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。

第3章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【更生保護を支える人々】

●保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

●BBS会

BBS (Big Brothers and Sisters Movement) は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決することや、健全に成長していくことを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。BBSの趣旨に賛同し、誠意と熱意のある方なら誰でも入会できます。

4 主な人権関係法一覧

分野	名称(略称)	制定年
人権全般	人権擁護委員法	1949(昭和 24)年
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)	2000(平成 12)年
同和問題	同和对策事業特別措置法 ※1982(昭和 57)年 失効	1969(昭和 44)年
	地域改善対策特別措置法 ※1987(昭和 62)年 失効	1982(昭和 57)年
	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ※2002(平成 14)年 失効	1987(昭和 62)年
	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	2016(平成 28)年
女性	母子及び父子並びに寡婦福祉法	1964(昭和 39)年
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)	1972(昭和 47)年
	男女共同参画基本法	1999(平成 11)年
	ストーカー行為の規制等に関する法律(ストーカー規制法)	2000(平成 12)年
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)	2001(平成 13)年
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	2015(平成 27)年
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)	2022(令和 4)年
子ども	学校教育法	1947(昭和 22)年
	児童福祉法	1947(昭和 22)年
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(母子及び寡婦福祉法)	1964(昭和 39)年
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春禁止法)	1999(平成 11)年
	児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	2000(平成 12)年
	教育基本法	2006(平成 18)年
	子ども・若者育成支援推進法	2009(平成 21)年
	子ども・子育て支援法	2012(平成 24)年
障がいのある人・障がいのある子ども	子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)	2013(平成 25)年
	いじめ防止対策推進法	2013(平成 25)年
	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	2017(平成 29)年
	身体障害者福祉法	1949(昭和 24)年
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)	1950(昭和 25)年
	知的障害者福祉法	1960(昭和 35)年
	障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)	1960(昭和 35)年
	障害者基本法	1970(昭和 45)年
	身体障害者補助犬法	2002(平成 14)年
	発達障害者支援法	2004(平成 16)年
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	2006(平成 18)年
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)	2011(平成 23)年
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	2005(平成 17)年	
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	2013(平成 25)年	

分野	名称(略称)	制定年
高齢者	老人福祉法	1963(昭和 38)年
	高齢社会対策基本法	1995(平成 7)年
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	2001(平成 13)年
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)	2005(平成 17)年
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	2006(平成 18)年
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	2007(平成 19)年
	成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)	2016(平成 28)年
	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)	2018(平成 30)年
外国人	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	2016(平成 28)年
性的少数者	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)	2003(平成 15)年
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	2023(令和 5)年
インターネット	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	2008(平成 20)年
	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	2013(平成 25)年
	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ被害防止法)	2014(平成 26)年
HIV感染者・ハンセン病患者等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	1999(平成 11)年
	新型インフルエンザ等対策特別措置法 ※新型コロナウイルス感染症に対応するため、2021(令和 3)年一部改正	2012(平成 24)年
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)	2008(平成 20)年
犯罪被害者等	犯罪被害者等基本法	2004(平成 16)年
	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)	2000(平成 12)年
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	2008(平成 20)年
拉致被害者	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(拉致被害者支援法)	2002(平成 14)年
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権侵害対処法)	2006(平成 18)年
刑を終えて出所した人	再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)	2016(平成 28)年
アイヌ民族	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)	1997(平成 9)年
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ民族支援法)	2019(平成 31)年
ホームレス	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)	2002(平成 14)年
その他	人身保護法	1948(昭和 23)年
	自殺対策基本法	2006(平成 18)年
	生活困窮者自立支援法	2015(平成 27)年

●本書では、これまで「障害」と表記されていたものについて、原則として固有名詞や法令等を除いて「障がい」と表記しています。

また、人を表す言葉としては、「障がいのある人」と表記しています。
ただし、何らかの名称等で、「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」の表記を用いています。

(例) 障がい者施設、障がい者雇用 など

第2次五條市人権施策に関する基本計画

発行：2024（令和6）年3月

発行者：五條市 すこやか市民部 人権施策課
〒637-0042 奈良県五條市五條4丁目1番3号
五條市人権総合センター内

TEL：0747-25-1137 FAX：0747-24-4003

E-mail：jinkensisakuka@city.gojo.lg.jp

